## 周防大島町告示第62号

# 平成19年第2回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する 平成19年6月7日

周防大島町長 中本 冨夫

1 期 日 平成19年6月14日

2 場 所 大島庁舎議場

# 開会日に応招した議員

安本	貞敏君	伊東	梅芳君
土手	正喜君	平野	和生君
荒川	政義君	浜戸	信充君
杉山	藤雄君	神岡	光人君
田村	三郎君	伊藤	秀行君
平村	真成君	魚谷	洋一君
松井	岑雄君	広田	清晴君
魚原	満晴君	冨田	安英君
木村	潔君	中本	博明君
平川	敏郎君	田中隆	隆太郎君
小田	貞利君	尾元	武君
久保	雅己君	新山	玄雄君

# 6月22日に応招した議員

応招しなかった議員

# 平成19年 第 2 回 (定例) 周 防 大 島 町 議 会 会 議 録 (第 1 日) 平成19年 6 月14日 (木曜日)

#### 議事日程(第1号)

平成19年6月14日 午前9時30分開会

日程第1 会議録	署名議員の指名
----------	---------

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告並びに議案説明

日程第5 報告第1号 平成18年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について

日程第6 議案第1号 平成19年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)

日程第7 議案第2号 平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

日程第8 議案第3号 平成19年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)

日程第9 議案第4号 平成19年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第10 議案第5号 平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

日程第11 議案第6号 周防大島町スクールバス条例の制定について

日程第12 議案第7号 周防大島町役場の位置を定める条例の一部改正について

日程第13 議案第8号 周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部改正について

日程第14 議案第9号 周防大島町学校給食センター設置条例の一部改正について

日程第15 議案第10号 周防大島町林野条例の一部改正について

日程第16 議案第11号 周防大島町過疎地域自立促進計画(後期)の変更について

日程第17 議案第12号 訴訟の提起について

日程第18 議案第13号 平成19年度仲町排水ポンプ室移設工事(機械設備)の請負契約の締結について

日程第19 議案第14号 平成19年度仲町排水ポンプ室移設工事(土木・建築)の請負契約の 締結について

日程第20 議案第15号 平成19年度油田地区広域漁港整備工事の請負契約の締結について

日程第21 地域活性化特別委員会に付託された調査・研究の件について

#### 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 報告第1号 平成18年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第6 議案第1号 平成19年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第2号 平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第3号 平成19年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第4号 平成19年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第5号 平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第6号 周防大島町スクールバス条例の制定について
- 日程第12 議案第7号 周防大島町役場の位置を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第8号 周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部改正について
- 日程第14 議案第9号 周防大島町学校給食センター設置条例の一部改正について
- 日程第15 議案第10号 周防大島町林野条例の一部改正について
- 日程第16 議案第11号 周防大島町過疎地域自立促進計画(後期)の変更について
- 日程第17 議案第12号 訴訟の提起について
- 日程第18 議案第13号 平成19年度仲町排水ポンプ室移設工事(機械設備)の請負契約の締結について
- 日程第19 議案第14号 平成19年度仲町排水ポンプ室移設工事(土木・建築)の請負契約の 締結について
- 日程第20 議案第15号 平成19年度油田地区広域漁港整備工事の請負契約の締結について
- 日程第21 地域活性化特別委員会に付託された調査・研究の件について

#### 出席議員(24名)

1番	安本	貞敏君	2番	伊東	梅芳君
3番	土手	正喜君	4番	平野	和生君
5番	荒川	政義君	6番	浜戸	信充君
7番	杉山	藤雄君	8番	神岡	光人君
9番	田村	三郎君	10番	伊藤	秀行君
12番	平村	真成君	13番	魚谷	洋一君
14番	松井	岑雄君	16番	広田	清晴君
17番	魚原	満晴君	18番	冨田	安英君

19番木村潔君20番中本博明君21番平川敏郎君22番田中隆太郎君23番小田貞利君24番尾元武君25番久保雅己君26番新山玄雄君

#### 欠席議員(なし)

#### 欠 員(2名)

#### 事務局出席職員職氏名

 事務局長
 坂本
 薫君
 議事課長
 木元
 真琴君

 書
 記
 河井
 敏博君
 書
 記
 平田富久代君

 書
 記
 藤本万亀子君

#### 説明のため出席した者の職氏名

町長	中本	富夫君	副町長	椎木	巧君
会計管理者兼会計課長				北杉	憲昌君
教育長	平田	武君	公営企業管理者	川田	昌満君
総務部長	村田	雅典君	総務課長	吉田	芳春君
政策企画課長	中野	守雄君	財政課長	奈良元	正昭君
健康福祉部長	馬野	正文君	産業建設部長	岡村	春雄君
環境生活部長	村田	章文君	久賀総合支所長	野口	菊義君
大島総合支所長	山本	治君	東和総合支所長	鍵本	一和君
橘総合支所長	浜中	清孝君	教育次長	布村	和男君
公営企業局総務部長	河村	常和君	契約監理課長	平田	好男君
公営企業局総務課長	藤田	隆宏君	公営企業局財政課長	村岡	宏章君

#### 午前9時30分開会

議長(新山 玄雄君) おはようございます。本日は御出席いただきましてありがとうございます。ただいまから平成19年第2回周防大島町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

. .

#### 日程第1.会議録署名議員の指名

議長(新山 玄雄君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番、安本貞敏議員、2番、伊 東梅芳議員を指名いたします。

. .

# 日程第2.会期の決定

議長(新山 玄雄君) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る6月7日開催の議会運営委員会において協議の結果、 お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から6月22日までの9日間としたいと思います。 御異議ありませんか。

#### [「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(新山 玄雄君) 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から6月22日までの9日間とすることに決しました。

. .

# 日程第3.諸般の報告

議長(新山 玄雄君) 日程第3、諸般の報告を行います。

本年3月以降、本日までに議会に提出されております文書について御報告いたします。

まず、地方自治法の規定に基づき、監査委員より例月現金出納検査3月、4月、5月実施分と 定期監査3月、4月実施分の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配布いたしてお ります。

次に、陳情・要望については、受理番号28号の1件のみで、議会運営委員会にお諮りいただき、議員配布としてお手元に配布いたしております。

続いて、系統議長会関係について。

まず、山口県町議会議長会から、議長会開催による議員実務研修会が8月3日金曜日に山口市で開催される予定であります。この件については、今定例会において全員参加での議員派遣の御議決をいただくこととしております。

次に、山口県離島振興町議会議長会について、今年度の行政視察研修は県内の下関市の蓋井島と六連島を視察地として、島の観光及び産業振興と地域間交流の状況と危機管理対策について研修を行うこととしております。日程は6月28日から29日。私と事務局長とが出席を予定しております。

続いて、柳井地区広域市町議会議長会関係では、定期総会が5月18日に開催され、本年度の

合同研修会の日程等について協議がなされ、8月31日に実施することになりました。全員の参加をお願いするところであります。この件についても、今定例会において、議員派遣の件にてお諮りする予定としております。

次に、町人会関係につきまして、4月22日開催の「東京たちばな会」へ杉山藤雄議員が、5月19日の「東京大島ふるさと会」へは木村潔議員と尾元武議員がそれぞれの総会へ御出席いただきました。大島の最新情報をお届けいただくとともに、さらなる懇親を深めたことと存じます。大役御苦労さまでございました。

また、広島周防大島町人会が、来月7月8日日曜日に開催されます。その出席につきまして、 議員9名の出席をお願いしたいと考えております。議員派遣について御議決いただくこととなり ますので、会期中に参加調整よろしくお願いいたします。

最後になりますが、現在、議会運営委員会において、本町議会の議員定数に関して調査研究を 行っていただいておるところでございます。本日、本会議終了後の全員協議会において、議会運 営委員長さんより途中経過等の申し出がございましたので、報告の申し出がございましたので受 けたいと思います。

議員定数に関しましては、我々はもちろん町政にとっても重要な問題であり、また住民の皆さんにとっては大きな関心事でもあります。私たち議員みずからが本町にとっての最もふさわしい 議員定数というものを見出していきたいと思っております。忌憚のない御意見を期待しておりま すので、よろしくお願いをいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 日程第4.行政報告並びに議案説明

議長(新山 玄雄君) 日程第4、行政報告並びに議案の説明に入ります。

町長より行政報告並びに議案の説明を求めます。中本町長。

町長(中本 冨夫君) おはようございます。平成19年第2回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御多忙の折、早朝からの御参集を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日提案をしております議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

報告第1号は、平成18年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告についてであります。地方自 治施行令146条第2項の規定によりまして、平成18年度の繰越明許費繰越計算書を調製をし、 報告をするものであります。

議案第1号は、平成19年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)についてであります。既 定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,327万9,000円を追加をし、歳入歳出の総 額をそれぞれ157億9,427万9,000円とするものであります。

議案第2号は、平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,352万円を追加をし、歳入歳出の総額をそれぞれ38億269万3,000円とするものであります。(「町長、36億」と呼ぶ者あり)36億269万3,000円とするものであります。訂正いたします。

議案第3号は、平成19年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億902万7,000円を追加をし、歳入歳出の総額をそれぞれ48億5,907万円とするものであります。

議案第4号は、平成19年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ95万円を追加をし、歳入歳出の総額をそれぞれ5億3,545万7,000円とするものであります。

議案第5号は、平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加をし、歳入歳出の総額をそれぞれ4億4,364万2,000円とするものであります。

議案第6号は、周防大島町スクールバス条例の制定についてであります。防長交通株式会社に 運行をお願いをしておりました白木半島線については、9月末日をもって終了となるため、これ にかわる町営有償運送であるスクールバス白木線を運行するために、従来のスクールバスの管理 運営規程を盛り込んで新たに条例を制定するものであります。

議案第7号は、周防大島町役場の位置を定める条例の一部改正についてであります。このたび 旧ハローワーク大島の建物を取得をし、庁舎として使用する予定であり、現在の各庁舎を含めて 改めて周防大島町役場の庁舎の位置を定めるため、条例の一部を改正しようとするものでありま す。

議案第8号は、周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部改正についてであります。少子 化が進む本町において、適正規模による学校統合を推進する必要があり、まず中学校の小規模校 の解消を図ることを目指し、平成21年4月に中学校の統合を進める諸準備を整えるため、条例 の一部を改正しようとするものであります。

議案第9号は、周防大島町学校給食センター設置条例の一部改正についてであります。町内の学校給食センターの運営について、効率的な行財政の推進を図るため、給食センター事業の一部を委託することができる条例を加え、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第10号は、周防大島町林野条例の一部改正についてであります。周防大島町と財団法人 やまぐち農林公社との間で分収造林契約を締結をしておりますが、この契約期間を改正するため、 条例の一部を改正しようとするものであります。 議案第11号は、周防大島町過疎地域自立促進計画、後期でございますが、の変更についてであります。本計画の事業の内容に、新たな事業を追加をし、計画変更をするものであります。

議案第12号は、訴訟の提起についてであります。所有権移転登記手続請求の訴えを提起する ため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第13号は、平成19年度仲町排水ポンプ室移設工事(機械設備)の請負契約の締結についてであります。指名競争入札の結果、広島市中区の株式会社荏原由倉ハイドロテック中国支店が落札をしましたので、この業者と工事請負契約を締結するために議会の議決をお願いをするものでございます。

議案第14号は、平成19年度仲町排水ポンプ室移設工事(土木・建築)の請負契約の締結に ついてであります。指名競争入札の結果、周防大島町久賀の藤川建設株式会社が落札をしました ので、この業者と工事請負契約を締結するために議会の議決をお願いをするものでございます。

議案第15号は、平成19年度油田地区広域漁港整備工事の請負契約の締結についてであります。指名競争入札の結果、周防大島町東安下庄のユタカ工業株式会社が落札をしましたので、この業者と工事請負契約を締結するために議会の議決をお願いをするものでございます。

この際、行政報告を申し上げます。

去る6月1日に、北原巌男防衛施設庁長官が来庁されました。今期国会において米軍再編特別措置法が議決をされ、5月30日に公布されたことに伴う今後の取り組みや防衛施設庁の組織再編についての説明が主なものであり、今後は政令や省令を整理をし、しっかりと制度について対応をしていくとのことでありました。

また、住民の安心、安全対策についても、町の要望等強く受けとめて連携を密にし、今後も知 恵を出して誠実に対応したいという言葉をいただいたところであります。

次に、4月27日に開催をしていただきました議会全員協議会で説明を申し上げ、本日提案の 議案第1号及び議案第7号に関連をいたしますが、旧ハローワーク大島の建物購入についてであ ります。先般、担当から説明した際には耐震診断をしていないという説明をしましたが、再確認 をしましたところ、正式な診断ではないが、国の建物であり、設計書等に基づいて建物の危険度 を確認をしており、問題はないとの結果が出ているとのことであります。

議員から耐震診断をしていないのであれば、購入を検討している本町が診断等の経費を負担しなければならないので、価格について安くならないか交渉したらどうかとの御意見があり、その旨を交渉したところ、建物の危険度を確認をし、問題はないとの結果であり、耐震診断をしていないということで価格に影響するものではないとの回答とあわせまして、価格についても検討を要請をしましたが、国有財産法に定められた価格であり、引き下げは難しいとの回答があったようでございます。

その後、環境生活部の職員にも建物内部を見学をされ、事務スペース等の確認を行い、若干の 改修をすれば事務に支障はないとのことでありました。これらを踏まえ、総合的に判断をした結 果、私としては旧ハローワーク大島の建物を購入をして、危険建物とされている東和庁舎内の環 境生活部をここに移転をさせ、業務を執行させたいと考えております。

次に、地域公共交通会議の開催についてであります。

本町のバス路線のうち、従来防長交通株式会社が運行してまいりました白木半島線について、 同社の安下庄線参入に伴い、本年9月末日をもって終了することとなっております。そこで、町 としては小中学校の児童、生徒を主体としたスクールバスを町営で設置をし、あわせて一般住民 の利用も可能となるよう交通空白時間帯における町営の有償運送を計画をしております。

この町営有償運送については、地域公共交通会議の同意を得ることが昨年10月の道路運送法の改正に伴い求められておりますので、去る5月28日、本町におきまして旅客運送事業者、社団法人山口県バス協会、利用者代表及び山口運送支局等を構成員とする周防大島町地域公共交通会議を開催をいたしました。会議におきまして、運行路線、運行系統、料金、運行方法等につきまして説明をしましたところ、委員の皆様の同意をいただきましたので、町といたしましては、この町営有償運送事業について周防大島町スクールバス条例案として取りまとめ、本定例会に議案を提案をしたところであります。

次に、大畠駅バスセンター事業についてであります。

この事業は、中国JRバス株式会社が運行しております安下庄線から、同社が本年9月末日を もって撤退することに伴いまして、同社が保有をする大畠駅前バスロータリー用地及び隣接をす る月決めの駐車場用地を周防大島町観光協会がそれぞれ借り受け、同事業を中国JRバスから継 承しようとするものであります。

当初、中国JRバスは、現在のバスロータリー用地を自社開発用地として計画をしておりましたが、安下庄線を引き継ぐ防長交通と本町の協議により、現状のロータリー用地がぜひとも必要との指摘から本町が山口県及び運輸支局を通じまして、同社とその賃貸条件について交渉してきたところでありますが、このたびこの賃貸条件につきまして妥当なものと判断をし、合意をしたところであります。

なお、この事業を町が直接運営をした場合、地方自治法第244条の3の規定によりまして公の施設の区域外施設となり、柳井市との協議及び議会議決を必要とするため、周防大島町観光協会を事業主体として、町は賃貸料の不足額及び事務並びに清掃業務経費を同協会に補助をし、町内の生活交通の拠点を確保しようとするものであります。

次に、福祉事業所設置にかかる検討の途中経過報告についてであります。

昨年8月、山口県厚生課から、権限移譲事務の一環といたしまして福祉事務所の設置について

検討してほしい旨の依頼があり、昨年11月に町と県厚生課、市町課等々で検討会を発足をさせ、本件についての検討を始めました。検討会議は今までに3回開催をし、法定移譲事務、費用面などの検討を行っております。また、今年3月には、合併と同時に福祉事務所を設置をした広島県の江田島市へ研修視察に行っております。

福祉事務所設置に伴い移管される主な業務としては、生活保護の決定、実施等に関する事務、 母子家庭及び寡婦の相談と指導、児童扶養手当、障害福祉手当、特別障害者手当の認定、支給事務、母子家庭の自立支援に関する事務などがあり、これらにかかる費用についてはほとんどの業務について町が4分の1を負担するようになっておりますが、特別交付税によりまして必要な経費が措置されることになっております。

事務を移管するとすれば、早くて21年度ぐらいになろうかと思われますが、事務量の増加、 対応する人員の増員等、メリット、デメリットの慎重な検討が必要であると思っております。

なお、福祉関係職員、いわゆるケースワーカーの継承、育成のために、今年度は1年間の予定で、柳井市にある東部社会福祉事務所に1名を派遣をしており、来年度も1年間、1名を研修派遣する予定であります。また、現在、町村による福祉事務所の設置は全国で15カ所ありますが、山口県では設置した町はありません。

以上、福祉事務所設置にかかる検討の途中の経過報告とさせていただきます。

最後に、大島郡国際文化協会関係の交流事業についてであります。

5月13日から15日まで、中国安徽省銅陵市友好代表団、沈銅陵市人民代表大会主任ほか 7名の方が来庁されました。大島商船高専を訪問するなど、友好交流を行いました。

また、5月20日から23日までの間には、ハワイの伝統帆船ホクレア号が寄港し、町では県国際課、観光協会、商船高専、農協、漁協、商工会で構成をするウェルカムプロジェクト委員会を立ち上げ、歓迎会を含め、いろいろなイベントを展開をいたしました。天候にも恵まれまして、多くの皆さんがホクレア号の見学や各種イベントに参加をし、乗組員の皆さんとの交流の中でハワイとのきずなをさらに深めることができた4日間でありましたが、この寄港に対しては関係各位の御理解と御協力があって初めて対応できたものであると思っております。この場をお借りをいたしまして厚くお礼を申し上げます。

なお、町が出資をしております財団法人等の山口県大島郡国際文化協会、東和ふるさとセンター、有限会社サザンセトとうわの経営状況を説明する書類といたしまして、理事会または総会の資料をお手元にお配りをしておりますので御高覧のほどお願いを申し上げます。

以上で、概要につきまして御説明をいたしましたが、詳しくは提案の都度、私なり関係参与が 御説明を申し上げますので、何とぞ慎重な御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いを いたしまして終わります。 議長(新山 玄雄君) 以上で、行政報告並びに議案の説明を終わります。

. .

# 日程第5.報告第1号

議長(新山 玄雄君) 日程第5、報告第1号平成18年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告 について、執行部の報告を求めます。村田総務部長。

総務部長(村田 雅典君) それでは、報告第1号平成18年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について御説明をいたします。

去る3月の定例議会におきまして、平成18年度各会計の繰越明許費にかかる議決をいただき、 歳出予算の経費を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰 越計算書を調製し、これを報告するものであります。

まず、一般会計では、5億3,711万4,000円に対し、5億991万4,000円、下水 道事業特別会計では、6,780万7,000円に対し、5,606万2,000円、農業集落排水 事業特別会計では、2,475万3,000円に対し、2,461万5,000円をそれぞれ繰り越 しをいたしました。

その事業及び財源等の詳細につきましては、別冊の議案つづりの3ページから7ページまでのとおりであります。御高覧いただきますようお願いいたしまして、報告とさせていただきます。 議長(新山 玄雄君) 以上で、執行部の報告を終了します。

. .

### 日程第6.議案第1号

議長(新山 玄雄君) 日程第6、議案第1号平成19年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)を上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。村田総務部長。

総務部長(村田 雅典君) それでは、議案第1号平成19年度周防大島町一般会計補正予算 (第1号)につきまして補足説明をいたします。

別冊の議案つづりの9ページをお願いいたします。今回の補正は、第1条に定めるとおり既定の歳入歳出予算に5,327万9,000円を追加し、予算の総額を157億9,427万9,000円とするとともに、第2条によりまして、第2表のとおり地方債の補正を行うものであります。

その主なものにつきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

17ページをお願いいたします。まず、歳入の11款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金は、団体営ため池等整備事業の事業費追加に伴う地元負担金15万8,000円の増額であります。

13款の国庫支出金2項国庫補助金は、海岸保全施設整備事業補助金の割り当て内示によりまして1,350万円の追加補正であります。

1 4 款の県支出金 2 項県補助金では、事業費追加に伴う団体営ため池等整備事業補助金 6 7 5 万 5,000円の追加、国庫補助金の割り当て内示に伴う海岸保全施設整備事業補助金 4 5 9 万円の増額、事業進捗状況に応じた港整備交付金事業補助金 4,000万円の増額であります。

18ページになります。(発言する者あり)失礼、4,000万円の減額であります。

次に、18ページであります。3項県委託金では、平成18年度事業完成に伴う片添ケ浜海浜公園指定管理料を35万8,000円追加するとともに、油田小学校が僻地複式教育センター校として3年間の指定を受け、研究を進めてまいりましたが、本年度が最終年度に当たり、その成果の発表を行うための委託金として25万円を新たに計上いたしました。

17款の繰入金は、財政調整基金を5,068万9,000円取り崩しての財源調整であります。

1 9款の諸収入は、東部漁業改善グループ直販施設の電気料及び東和総合体育館と一体管理を行っております浄化槽の維持管理料に対する有限会社サザンセトとうわからの分担金の計上であります。

20款の町債は、1,550万円の追加計上でありますが、団体営ため池等整備事業、海岸保全施設整備事業、港整備交付金事業の事業費補正に伴う調整と、元気な地域づくり交付金事業で実施予定の石小田地区排水ポンプの更新について、合併特例債の充当が認められましたので、一般単独事業債からの振替及び久賀東庁舎整備事業にかかる合併特例債の追加であります。

続いて、歳出について御説明いたします。

21ページをお願いいたします。2款の総務費1項総務管理費1目一般管理費では、久賀東庁舎整備事業費として1,053万6,000円を計上いたしました。ハローワーク大島の取得にかかわる経費であり、工事請負費は内部改修、電気設備、電話設置、庁内LANシステム等の工事費、公有財産取得費は庁舎購入費であります。その財源といたしましては、合併特例債を予定しております。また、久賀東庁舎維持管理事業は、昨年度のハローワーク大島の維持管理費を参考に光熱水費等422万1,000円を計上いたしました。

4款の衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費は、後期高齢者医療制度へ対応するためのシステム改修経費を当初予算で2,500万円と見込み、計上しておりましたが、このたび厚生労働省の指針が示され、システム改修にかかる経費の総額は3,822万円となりましたが、一般会計で改修すべき部分は1,470万円と見込まれますので、1,030万円を減額するものであります。

なお、差額の2,352万円につきましては、国保会計で対応することとなりますので、その

補正予算を議案第2号でお諮りすることとしております。

22ページになります。5款の農林水産業費1項農業費3目農業振興費の担い手総合支援事業費は、車検等に要する経費を町の事務費として予算計上しておりましたが、一括して協議会へ補助し、対応すべきとの指導がありましたので節の組み替えを行うものであります。産地形成促進施設管理運営経費は、白木公有地内にある農産物加工施設でありますが、これのボイラーが故障いたしましたので修繕費10万6,000円の計上であります。

5目農地費の団体営ため池等整備事業は、工事に要する土砂を町内で調達する予定としておりましたが、この土砂が工事に適さないことが判明いたしましたので購入し、対応することといたしましたので、工事請負費を追加するものであります。農地・水・環境保全向上対策事業は、対象面積を100ヘクタールと想定し、予算計上しておりましたが、これが135ヘクタールに拡大いたしましたので、その負担金として38万5,000円を追加するものであります。

7目の農村環境改善センター費は、沖浦農村環境改善センター多目的ホールのエアコンが故障 し、その対応を検討した結果、東和庁舎の2階に設置してありますエアコンの移設が可能となり ましたので、この工事請負費として80万円を計上いたしました。

3項の水産業費1目水産業総務費は、東部漁業改善グループが運営する直販施設の電気料について、白木公有地の電気料として一括して町が支払うこととなりましたので、同グループからの歳入を受け、歳出予算を計上するものであります。

3目の漁港管理費、漁港施設管理経費の工事請負費は、日良居漁港浮き桟橋の完成に合わせ、 進入路転落防止さく等の整備を行うものであります。

24ページになります。4目の漁港建設費のうち、広域水産物供給基盤整備事業では、白木地区において新潮位対応のため、既設防波堤の断面検討を行う調査委託料を工事請負費から組み替えるものであります。港整備交付金事業は、三蒲地区の埋立申請手続の進捗状況に応じ、事業費を4,919万5,000円、減額いたしております。

5目の海岸保全事業は、県補助金の割り当て内示が当初予算より増額となりましたので、 2,657万8,000円を追加補正するものであります。

次に、6款の商工費1項商工費2目商工業振興費におきまして、交通対策事業で1,460万円を追加計上しております。本年10月の安下庄線への防長交通参入へ向け、大畠駅バスセンターの取り扱いについて協議を重ねた結果、周防大島町観光協会が中国JRバスから用地を借り受け、バスセンター及び月決め駐車場を運営することとなり、その運営補助金として140万円を計上いたしました。また、防長交通は新たにノンステップバス4台を購入するに当たり、その導入補助金として1,320万円を計上いたしました。ながうらスポーツ滞在型施設管理運営経費の35万6,000円の追加は、経年劣化に伴うサッカーゴールの購入費であります。

3目の観光費のうち観光一般経費では、青少年旅行村の農業集落排水への接続経費の追加計上であります。公園等管理経費は、片添ケ浜海浜公園の県からの指定管理料が決定いたしましたので、これを追加するものであります。

7款の土木費 6 項住宅費 1 目住宅管理費の 4 0 万円の補正は、議案第 1 2 号でお諮りいたします訴訟の提起に対する弁護士への着手金の計上であります。

26ページになります。9款の教育費2項小学校費では、小学校事務局経費において特別支援 学級がすべて要望どおり設置されましたので、支援員の賃金を減額するとともに、油田小学校へ 僻地複式センター校補助金を計上いたしました。

3項の中学校費では、中学校管理事務局経費に東和中学校改築のための耐力度調査委託料を 800万円計上いたしました。また、中学校事務局経費では、小学校ですべて設置が認められた 特別支援学級が東和中学校において認められませんでしたので、これに対する支援員の賃金を追 加するものであります。

4項社会教育費2目公民館費は、椋野公民館の防水シートが破損し、雨漏りが生じておりますので、これの修繕工事費を追加計上いたしました。

5目の社会教育施設費は、椋野北地区学習会館の浄化槽修繕費の追加計上であります。

5項の保健体育費1目保健体育総務費では、国体準備事務補助金を51万9,000円新たに計上いたしました。2011年に国体が山口県で開催されるに当たり、先般その準備委員会を本町においても設置したところでありますが、その事務経費を補助するものであります。その主な内容は、大会視察経費、強化指定校となっております周防大島高校アーチェリー部への助成等であります。

2目の体育施設管理費のうち浄化槽管理委託料79万4,000円の追加は、東和総合体育館、 道の駅の浄化槽は町が設置し、それぞれで委託契約を締結し、管理を行ってまいりましたが、一 つの浄化槽については一つの契約で管理するように指導がありましたので、有限会社サザンセト とうわより分担金を町で受け入れ、契約をしようとするものであります。

28ページでございます。12款の諸支出金1項繰り出し金は、今回の補正予算に伴う各特別会計への繰り出し金として2,457万円の計上であります。

以上が、議案第1号平成19年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)の概要でございます。 慎重御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げまして、補足説明を終わります。

議長(新山 玄雄君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) まず1点は、歳入の方から聞きたいというふうに思いますが、 今回、財政調整基金取り崩して対応と、財源的にはね、いうことになっておりますので、財調の 基金残高について報告を求めておきたいというふうに思います。

次に、全体として、6月議会としてはかなりいろんな出入りが激しい補正予算になったという のが一言でありますが、それぞれ個別について聞いていきたいというふうに思います。

まず、総務からいきますけど、一般管理費のうち新たに久賀庁舎、東庁舎整備事業としてハローワークを購入ということになっております。ほで、いろいろ国に申し入れたが、金額、いわゆる購入費減は発生しなかったということで報告ありました。実際的に各購入費の根拠、325万5,000円の根拠についてどういうふうにとらえているのか。実際的にはいろいろな建物が、価値ある建物であれ、何であれ、いろいろ今、国からいわゆる買っているが、根拠についてどういう根拠で言ってきたのか聞いておきたいというふうに、財産購入ね。

次に、後期高齢者医療システムの関係は、特別会計で聞きます。

それと、ページ数、23ページを見てください。実際的に廃物処理っていったらおかしいが、沖浦センターに、いわゆるエアコンが壊れて、東和から搬送するという格好で設置という格好になるんじゃろうと、今聞いちょると。実際的に80万円の輸送費ということになるとかなり高いもんです。逆にどのぐらいのものなのかと、いわゆる出力とか、そういうような実際的なものがどういうものなのかという点について、もう少し補足を求めておきたいというふうに思います。

それと、日良居漁港の工事費、工事関係なんですが、再度ちょっと進入路って言われたかどうか、ちょっと聞いておきたいというふうに思います。

あと、広域水産物供給基盤整備事業と港整備交付金事業とについて、若干聞いておきたいというふうに思いますが、一つは、三蒲なり大体ずっとやってきて、年度が21年で終わりかな、実際的に今何%ぐらいいっとる、事業費ベースで何%ぐらいいって、どのぐらい残があるのかっていうことを報告を求めておきたいというふうに思います。

次に、商工振興関係では、一つは、一つの特徴は、いわゆる安下庄線からJRが撤退することに伴い、新たにバスを買ってあげるということで、先ほど4台分という言い方がされました。当初、実際的に、例えば今あるバスができるだけ使うという格好で、できるだけ支出が少なくということで議論されてきたんではないかというふうに思いますが、1社になった途端、実際的には4台購入と。そうすると、それ4台分、私の聞き違いじゃなかったら4台購入と。ほれで、始業車数全体でいえば、実際4台なのか何台なのか、始業車数全体でいえば何台なのか聞いておきたいと。

また、大畠駅のバスセンター事業、観光協会が借り受けてやりますと。それで、新たに土地代を支払いますという格好になるよね。いわゆる入りと出が出てくるというふうに考えられます。 それで、実際的には、いわゆる補助の基準についてもう少し明確にしちょって、質疑の中でもう少し明確にしちょきたいというふうに思いますので、基本的考え方について再度答弁をお願いし たいと。いわゆる観光協会に対する補助ちゅう格好で。例えば具体的な、いわゆる場所についてはどこにどういったものをやった。例えばJRの中で対応できるのか、それともいわゆる実際的な外側での対応ということになれば、あそこで。外になればやっぱり改めての建物等が要るようになります。ほじゃけ、どう考えてやられるのか、補助基準もあわせて実際的に聞いておきたいというふうに思います。

それと、条例とセットで出てきております弁護士等の着手金について基準額、これ予算ですから基準額について聞いておきたいというふうに思います。

それと、もう一点は、社会教育、公民館費で、先ほど椋野公民館については防水シートが、いわゆる実際的にはもたんようになったと、平たくいえば、いうことだろうというふうに思いますが、実際的に災害の後、まだ町営住宅で防水シートがそのままというのがまだ現行しちょるわけよね。一体公民館が要請するのか、町民の、実際的な住宅が要請するのか、非常にあいまいな部分がありますので、台風後、数年になりますが、まだ防水シートそのままという住宅があるんで、執行部の方は御存じかどうかわかりませんが、実際的には瀬戸住宅でもまだあるというふうに見受けられます。それぞれ、するなとは言いません。やはり防水、雨漏りしたら大変じゃけえね。ほじゃけ、実際的には何を基準にそういう、例えば工事をされていくのかというのを聞いておきたいというふうに思います。

議長(新山 玄雄君) 奈良元財政課長。

財政課長(奈良元正昭君) まず、歳入の方の財政調整基金の残高の御質問でございましたけれども、この金額につきましては、予算上の差し引きでございますけれども、今回の補正によりまして残高が財政調整基金を7億194万2,638円と見込んでおります。

それから、久賀東庁舎の購入費の根拠といいますか、の御質問ございますけれども、これにつきましては、山口労働局の方が評価をいたしまして、これ公有財産法等に基づく評価を行った結果、310万円に消費税を加えた325万5,000円という提示がございました。これを計上しているところでございます。

議長(新山 玄雄君) 続いて答弁。中野政策企画課長。

政策企画課長(中野 守雄君) バス関係についてお答えいたします。

まず、全体としてバスの台数というお話ございました。JR安下庄線をやっているときには予備を1台、合計6台で運行しておりました。このたび防長が大島本線と1社体制ということで、両方が回せるということで4台でできると。ですから、予備入れて6台のところが4台になったということで、低床バスを入れるということです。

それと、バスセンターにつきまして、補助基準、収支はどうかという御質問でございますが、 まず支出、いわゆる今回、協会に委託してJRと業務委託を結ぶわけですが、まず支出の方が合 計で416万円となっております。これは年間でございます。この内訳は、土地建物料あるいは電気料でございます。このロータリーあるいは月決め駐車場を運営して入るお金が184万円でございます。これは土地建物の賃料が防長より一部と、先ほど言いました月決め駐車場の料金、それと一部、防長より電気料が入りますので収入が184万円ということになります。で、差額が232万円になります。これがいわゆる赤字部分でございますが、これにプラス協会の方に委託をいたしますので、事務費、清掃費あわせて月4万円の年間48万円。で、先ほどの232万円とあわせまして280万円で、この半年分の140万円は今回補正ということでございます。

先ほどの運営とかどういうふうになるのかということでございましたが、バスカードとか定期 券の発行は、現在大畠駅舎の中でやっておりますが、引き続きやっていくということで、予定で ございます。

以上でございます。

議長(新山 玄雄君) 続いて、山本大島総合支所長。

大島総合支所長(山本 治君) 沖浦センターの運営費、工事請負費の80万円の補正ということで、高いというふうなお話でございますが、当センターにつきましては、平成元年に完成をいたしまして18年を経過いたしております。このセンターの空調につきましては、2台のパッケージ型エアコンを使用いたしております。近年、利用者より空調についての苦情が多いわけでございまして、その都度対応してきたわけでございます。本年2月に、そのうちの1台が故障をいたしまして見積もりをとったところ、350万円かかるということでございまして、この1台を交換するということになろうかと思います。つきましては、7月に移転いたします東和庁舎2階にございます議会棟ですね、議会棟にありますエアコンの移転を検討し、専門家に見ていただいたわけでございますが、そうすると、これなら2台分も対応できるであるということで、見積もりをいたしましたところ80万円ということでございます。

以上でございます。

議長(新山 玄雄君) 岡村産業建設部長。

産業建設部長(岡村 春雄君) お答えをいたします。

23ページの漁港施設管理経費の工事請負費500万円の内訳ということでございますが、これは日良居漁港の浮き桟橋にかかる付帯工事でございまして、大きく分けて3点ほどございます。

1点目は、防波堤の先端部に捨て石の投入をするということで350万円。これは連絡船の係留に支障を及ぼす波浪の港内への侵入防止の工事でございます。

2点目が、さくと通路ということで100万円。これは連絡橋付近への海面転落防止さくの設置と、漁港用地内への利用客用の通路の設置でございます。

3点目が、進入制限ゲート、50万円で、連絡船利用者の通路となる、現漁港施設車両進入防

止施設の設置ということで補正計上させていただいております。

次に、24ページの広域水産物供給基盤整備事業と港整備交付金事業、この進捗率ということでございますが、平成18年度繰越額を含めたもので、事業費ベースでお答えをさせていただきます。

まず、港整備交付金の三蒲でございますが、進捗率は77.2%でございます。残高ということでございますが、計画の全体の事業費が15億2,100万円、平成18年度実施済み、繰越額を含めておりますが、11億7,400万円となっております。

同じく、和田でございますが、進捗率は86.2%でございます。全体事業費でございますが、 7億2,500万円、平成18年度実施済みでございますが、6億2,500万円でございます。

広域水産物の油田でございますが、進捗率89.6%でございます。全体事業費が9億6,100万円、18年度実施済み額が8億6,100万円でございます。

最後に、広域水産物の白木でございますが、92.7%で、全体事業費が17億7,200万円、 18年度実施済み額が16億4,200万円でございます。

議長(新山 玄雄君) 村田環境生活部長。

環境生活部長(村田 章文君) 訴訟にかかわる着手金の40万円についての根拠という御質問だと思いますが、このことにつきましては、訴訟にかかわる内容についての御協議をいただきました全員協議会の中で、着手金を含め、全体経費が100万円ですということについて、弁護士さんの方から指示と申しますか、回答がございましたということは御説明申し上げたところです。その中において弁護士さんの方から、着手金については40万円という指示があったわけでございます。

議長(新山 玄雄君) 広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) 一つは、漏水、椋野公民館の漏水について、実際的に雨漏りというのは大変で補償せんにゃいけんということはわかるわけよね。その中で、現実に住宅で、既に台風災害から数年になるのに、まだ防水シートがそのままついておるというところも実際的にあるわけなんよ。ほで、基本的に、ほじゃ住宅と、いわゆる実際椋野と予算計上それぞれ大事な課題ですから、当然予算計上されると思うんですよ。ほで、実際的には、まだそのままになっている住宅用地もあるという実態をまず知っとるのか知ってないのか。知っとれば実際的に所管がどっかあれですが、実際的にはそういう状況があるわけよ。ほいで、財政当局に声が届いてないのかどうなのか、その辺がわからんので、実際的には早期補正が必要な部分があるということで、助役なりわかる範囲で、担当所管なりお願いしたいというふうに思います。

それと、今回、耐力度調査についてありました。実際的に耐力度調査、東和中学校、中学校を 建てかえる場合に耐力度調査が始まって、実際的には基本設計、実施設計、そして建設という流 れになろうかと、初期の初期の段階ということになろうかというふうに思いますが、実際的に外観から見るとかなりのよい建物というふうに見えます。外観から見ると。私、実際的に何年ごろ、実際補修されたか、外観補修されたかちょっとわかりませんから、わかってる範囲で実際的にどうなのか聞いておきたいというふうに思います。かなり近年に外観補修されちょるんじゃないかというふうに思いますんで、あわせて聞いておきたいというふうに思います。

議長(新山 玄雄君) 村田環境生活部長。

環境生活部長(村田 章文君) 今の広田議員さんの御質問の中の住宅等の雨漏り等についての御質問でございますが、住宅、確かに雨漏り等入居者の方から申し出があればその都度現場対応という形で、その都度対応させていただいてるところです。また、コンクリートブロック、また鉄筋コンクリートづくりの住宅につきましては、防水シートの施工につきましては、17年度が五反田住宅ですか、で、18年度は小田住宅においてそういった工事を行ってきたところですが、その都度緊急対応と根本的対応の2通りに分けて、住民の方、日常生活に支障がないように対応さしていただいてるのが現状でございます。

議長(新山 玄雄君) 布村教育次長。

教育次長(布村 和男君) 東和中学校の改修ですが、平成8年から9年にかけて2カ年で、やはり雨漏りが大変ひどいということで、窓枠のサッシや屋上のシートの張りかえ等で大規模な改造を2カ年でやっております。

以上でございます。

議長(新山 玄雄君) いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 質疑なしと認めます。

討論、採決は最終日といたします。

もう1点、行きます。

日程第7.議案第2号

日程第8.議案第3号

日程第9.議案第4号

日程第10.議案第5号

議長(新山 玄雄君) 日程第7、議案第2号平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)から日程第10、議案第5号平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)までの4議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。馬野健康福祉部長。

健康福祉部長(馬野 正文君) それでは、補正予算書の29ページをお願いいたします。議案第2号平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、補足説明を行います。

本文で既定の歳入歳出予算の総額に2,352万円を追加し、総額を36億269万3,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書の35ページをお願いいたします。歳入になります。8款の繰入金では、一般会計から職員給与費等繰入金として2,352万円の増額を行います。

次に、36ページであります。歳出であります。1款の総務費は、2,352万円を増額いたします。これは一般会計補正予算でも説明をいたしましたが、平成20年度からの医療制度改革に伴う後期高齢者医療制度等のシステム改修経費であります。

以上が、平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の補足説明であります。

続きまして、補正予算書の37ページをお願いいたします。議案第3号平成19年度周防大島 町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、補足説明を行います。

今回の補正は、平成18年度決算に伴う精算を行うものであります。

それでは、本文で既定の歳入歳出予算の総額に1億902万7,000円を追加し、総額を48億5,907万円とするものであります。

それでは、事項別明細書の43ページをお願いいたします。歳入です。1款支払い基金交付金、 2款国庫支出金、3款県支出金は、過年度分を減額いたします。

44ページ、お願いします。5款の繰越金は、前年度繰越金1億903万1,000円を計上し、全額を償還金に充当いたします。

次、45ページの歳出であります。2款の諸支出金は、前年度の支払い基金交付金及び国、県 医療費負担金の超過交付返還金として1億902万7,000円の計上であります。

以上が、平成19年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)の補足説明であります。

私からは以上であります。

議長(新山 玄雄君) 村田環境生活部長。

環境生活部長(村田 章文君) それでは、議案第4号平成19年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第1号)及び議案第5号平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、補足説明をさせていただきます。

別冊議案つづりの47ページをお願いいたします。まず、議案第4号平成19年度周防大島町 下水道事業特別会計補正予算(第1号)について説明いたします。 今回の補正は、既定の歳入歳出予算に95万円を追加し、予算の総額を5億3,545万7,000円とするものでございます。

次に、53ページをお願いいたします。歳入につきましては、一般会計から95万円を繰り入れての財源調整でございます。

続きまして、54ページの歳出の1款公共下水費2項事業費につきましては、新規接続申し込みに対応するための工事費95万円を計上いたしたところでございます。

次に、議案第5号平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

5 5 ページになります。今回の補正は、第 1 条にありますように既定の歳入歳出予算に 2 0 0 万円を追加し、予算の総額を 4 億 4,3 6 4 万 2,0 0 0 円とするとともに、第 2 条により、 第 2 表のとおり地方債の変更をするものでございます。

次、63ページをお願いいたします。歳入につきましては、一般会計から10万円の繰り入れ を、また下水道事業債100万円、過疎対策事業債90万円を計上いたしております。

6 4ページの歳出でございますが、1 款農業集落排水費2項事業費におきまして、新規接続申し込みに対応するためのマンホールポンプの設置工事費200万円を計上いたしたところでございます。

以上、議案第4号及び議案第5号についての補足説明をさせていただきました。

議長(新山 玄雄君) 暫時休憩いたします。50分まで休憩いたします。9分間でございます。 午前10時41分休憩

.....

#### 午前10時51分再開

議長(新山 玄雄君) はい、おそろいのようでございます。御着席お願いします。 それでは、再開をいたします。

議案第2号平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、質疑はありませんか。広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) 今回、実際的な中身、予算の補正の中身が後期高齢者関係のシステム改修ということになろうかと思います。ほで、それの実際的な、既に一般会計負担しちょった部分と国保会計として持つべきものという格好になっておる、予算では、補正予算上はそうなっておるんだが、実際的に後期高齢者の、いわゆるシステムづくりっていうのは、どっちにしてもソフトなりなんなりという格好になるんじゃないか思いますが、そのシステムの内容について報告を求めたいというふうに思います。

それとあわせて、後期高齢者システムそのものが、まだ実際的には議員の間には非常にわかり

にくい内容ではないかというふうに考えて、執行部がわかってる範囲で新たに、例えば、まだ今代議員を選出する、いう状況です、実際的に。代議員の補欠という状況と思うんですが、今わかってる状況でどういうシステムがどういう格好してると。ちょっと調べてみると、実際的には資格証明書、今まではいわゆる厚生省通達だったが、法的に資格証明書が発行できるというシステムに変えちょる可能性があるんだが、その辺もわかっとる範囲でちょっと答弁を求めたいというふうに思います。

議長(新山 玄雄君) 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長(馬野 正文君) 後期高齢者医療のシステム改修でありますが、先ほども説明いたしましたとおり、当初予算では2,500万円を計上しておりました。これ詳細が不明だったということで見込みで計上しておりましたが、だんだん国の方からも情報が入ってまいりまして、一応総額で3,822万円のシステム改修費が必要になるということで、その中で広域連合にかかわる部分と国保にかかわる部分ということで、今回予算を計上させていただきました。

一般会計で計上しておりますシステムの内容につきましては、広域連合との連携による資格と か賦課、給付の関係、そういうもののシステム改修、それと特別徴収というのがありますので、 社会保険庁とのシステムをつなぐという、その改修が主なものであります。

それと、国保の方で計上しておりますシステムにつきましては、国保関係の資格関係、それと 国民健康保険税に賦課しますときに医療関係分、で、介護保険分、それと後期高齢者分というこ とがありますので、その3区分に分ける計算するシステム、それと乳幼児に対して、現在自己負 担が2割になっております。これを義務教育就学前までに拡充するというシステム改修、それと 現在、老人保健法で行っております基本検診、これが20年度から保険者が行うという特定検診 があります。そのためのシステム改修というのが主なものであります。それと、先ほど資格証の 関係がありましたけど、その資格証につきましては、おのおの各市町によって資格証を交付する かどうかっていうのはその市町の方で判断をすることになろうかと思います。

以上でございます。

議長(新山 玄雄君) 広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) 1点だけ言っちょきたいのは、私は資格証明書の発行については、いわゆる通達の前に、いう基本的考え方をしちょります、通達範囲、法的には何ら根拠は逆にないんじゃないかということを感じております。そういう中で、一方、今度は新たに立ち上げようとする、いわゆる県の後期高齢者の関係でいえば、実際的には資格証明書は、もう法的に交付できるんだという格好に、いや、その決定先はどこかは別にして、いうおそれがあるんじゃないんかっていうことを聞きよるわけじゃね。そこをどういうふうに認識されちょるのか。

それともう一つは、姿として今の状況はどういう、いわゆる当選告知があって、一方で補欠が

今やられようる段階ですよね、委員の補充について。それで、実際的には、さっきも言ったんですけど、今どういう段階なのか。例えば予算上は補正を組んでいろいろやりますよね。例えばこういう手続のためにこういうことせんにゃいけん。今、県の、いわゆる全体の流れはどこまでどうなっちょるかというのはわかるのかどうなのか。わからんにゃしようがない、わからんでもあれですが、実際的にはそれぞれ、私らも補正の段階でそれしかわからない、どういうお金の流れになるというのしかわからないが、全体として今どういう状況か、いわゆるわかるのか。わかっていれば報告をお願いしたいというのが趣旨なんです。

議長(新山 玄雄君) 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長(馬野 正文君) まず、資格証の関係につきましては、これは法によりまして資格証発行できるということになりますので、これまでの国保などと一緒に、同じような格好で町の方で判断をしていきたいというふうに思っております。

それと、現在の広域連合の事務がどこぐらいまでいってるかということですが、今回、計上しておりますシステムにつきましては、町の方でいろんなところと連携するシステムってありますが、広域連合においても広域連合として必要なシステムというのを、今システムづくりをやってるというレベルの段階だということでお願いいたします。

議長(新山 玄雄君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 質疑なしと認めます。

次に移ります。議案第3号平成19年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)、 質疑はありませんか。広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) 先ほど補足説明の中で、今年度1億903万1,000円の、いわゆる前年度からの繰越金ということで、いわゆる決算だったのでということなんです。実際的に昨年度決算、それぞれ出ちょるんから、実際的に幾らだったのか、歳入歳出ね。ほいで、その結果、1億何がしという数字が出てきたというふうに思われます。そして、実際的に翌年度繰越金の発生も当然出るというふうに思うんですが、決算が出ましたよっていうことになれば、きちっと報告を求めたいというふうに思います。それと、いいです、過年度分はそれぞれゼロを落とすということだけ。

議長(新山 玄雄君) 奈良元財政課長。

財政課長(奈良元正昭君) 決算見込みということでの御質問だったんですけども、まず、今回 決算見込みに基づいて老人会計特別会計の補正予算出させていただいておりますが、これにつき まして、支払い基金の償還、過年度の精算が8月にやらなきゃならないということで、決算見込 みに基づいた繰越金を計上して、補正予算を計上しておるということで御理解をいただきたいと 思うんですが、老人保健事業特別会計の決算見込みですけれども、歳入につきましては49億612万円、これに対しまして歳出が47億9,708万円を見込んでおります。したがって、歳入差し引きが1億903万1,000円ということでございます。

議長(新山 玄雄君) いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 質疑なしと認めます。

次、行きます。議案第4号平成19年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第1号)、 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 質疑なしと認めます。

議案第5号平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、質疑はありませんか。広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) 私も、先ほどメモ違いかもわからんので、下水の方と集落排水ちょっと間違えちょったらいけんので確認ですが、いわゆるマンホールポンプの方は、いわゆる 溝渠の方ですか、それともこっちの方ですか。それとあわせて200万円の内訳について報告を お願いしたいというふうに思います。

議長(新山 玄雄君) 村田環境生活部長。

環境生活部長(村田 章文君) 200万円の内訳ということで、これはマンホールポンプ1基 分の設置工事費でございます。

議長(新山 玄雄君) ほかに質疑はありませんか。広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) 実際的に1基という追加というのは、非常にめずらしい追加なんです。どういう格好で新たに発生したんかちゅうのをやっぱり報告しちょかんと、既にいろんな箇所でマンホールポンプ設置しちょるというふうに思うんですが、例えば農業集落排水でしたら今2カ所やっておりますいね。どこの地域のあれか、あわせて報告をお願いしたい。また、新たに1基追加された理由と報告を求めたいと。

議長(新山 玄雄君) 村田環境生活部長。

環境生活部長(村田 章文君) 今回の補正計上させていただきますのは日良居地区でございます。当然最初に事業計画を行う場合、その区域内において新たに後年度こちらへ帰省されたり、また家を新築されたりいろんなケースがございますが、当然施工時においては接続は、その人はこちらにいないとか、家が建ってないとかいうことで、1軒用のマンホールポンプは将来建つであろうということを予測して、1戸用のマンホールポンプは設置いたしておりません。したがいまして、今回のように新築されたり、帰省されたりで、新たに周防大島町その処理区域内に住居

を構えるという場合に新規接続申し込みという形態で、今回の補正のような形態が発生、今後も こういったことは発生してこようかと考えております。

議長(新山 玄雄君) 広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) これも確認ですが、実際的にそういった発生は当然あると思われます。それで、実際他議案で出てくる、他の議案で出てくる新たな追加、部分があってつくる、下水にかかわる追加でつくるが、あれとは全く関係ないということを確認、これも確認ですがしちょきたいと。

議長(新山 玄雄君) 奈良元財政課長。

財政課長(奈良元正昭君) 他議案とおっしゃるのは、多分過疎計画の変更だろうと思いますが、これは今回の補正にかかる日良居地区農業集落排水の補正にかかる分の過疎計画の変更でございます。

議長(新山 玄雄君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第2号から議案第5号までの質疑を終結します。

討論、採決は最終日といたします。

.

#### 日程第11.議案第6号

議長(新山 玄雄君) 日程第11、議案第6号周防大島町スクールバス条例の制定についてを 上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長(椎木 巧君) それでは、議案第6号周防大島町スクールバス条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

第1条におきまして、町立小中学校の児童・生徒の通学とともに、あわせて地域住民の交通手段を確保するためのバス運行をスクールバス運行事業と定義をいたしまして、これに必要となる 事項を定めることをこの条例の制定目的といたしております。

第2条におきまして、従前のスクールバスの設置規定でありますスクールバス管理運営規定で 運行されていた路線も含めましてこの条例に規定するため、従前の通学に供するスクールバス事 業を第1号で規定し、道路運送法第79条登録によって、通学に支障を生じない範囲内で地域住 民の利用に共用して運行する有償旅客運送事業をスクールバス混乗事業として第2号で規定し、 事業の形態による違いを定義をいたしております。

第3条におきまして、スクールバス運行事業に使用する自動車は、すべて教育委員会が管理す

る旨を規定し、普通交付税の算定対象であるスクールバスに該当する車両であるということをう たっております。

第4条におきまして、車両の維持や運転士の確保も含めて、運行事業自体を民間事業者に委託 できることを規定をいたしております。

第5条におきまして、従前の4つの路線が児童の通学のみを行うスクールバスの事業であることと、新設される白木線が2つのスクールバス混乗事業と1つのスクールバス事業を行うことを規定をいたしております。これらの運行区間については、別表第1により、路線名ごとに起点、主な経過地及び終点を表示をいたしております。

また、住民から要望のありましたフリー乗降について、混乗事業路線において区間を指定して 行うことができる規定を第2項により定めております。

第6条において、運転者の安全運転確保を行うために設置する運行管理者は、その事業形態に 応じた規則で規定することを定めています。混乗事業の場合は、国家資格が必要となるため、事 業形態により異なることを意味しております。また、運行ダイヤの決定は教育委員会、学校教育 課がスクールバス事業全体について行う予定であります。

第7条において、第1項により、まずスクールバスの利用料金は無料であることを規定し、ただし書きでスクールバス混乗事業路線を通学利用する児童・生徒以外の利用者を混乗利用者と規定し、その者に限って料金を徴収する旨を規定しております。

第1号において、混乗利用者の料金に普通料金と回数券料金がある旨を規定し、普通料金については、別表第2表から第4表まで、運行系統ごとにすべてのバス停間の料金を示しております。これらの料金表は、原則として現行の白木半島線の運賃を徴収していますが、スクールバスとしての機能を主体としたため、第2表の右端に当たる周防長崎の欄の部分と第3表の本浦から周防下田までに乗車した利用者が引き続き町立橘病院に向かう区間の料金は新しく追加したもので、これはいずれも東和中学校と城山小学校への通学を考慮したものであります。

また、普通料金は原則として現行の白木半島線の運賃をそのまま踏襲していますが、大島本線との競合区間については、中国JRバスの料金体系の影響を受けて、他の区間の初乗り料金が150円のところが160円となっている区間があることや、周防下田から森野の区間や沖家室大橋から本浦の区間など、迂回して運行している区間においては、利用者の不合理を解消するため乗車距離が長いにもかかわらず料金を軽減していることなどの特徴があります。

また、第2号において、大人料金と子供料金の区分を規定し、第2項において小児料金が大人料金の半額であることを規定をいたしておりますが、いずれも国土交通省の通達どおりに規定しておるところでございます。

第8条において、第7条ただし書きで規定した料金の適用基準を規定し、回数券については国

土交通省の通達に規定する金券回数券であることを規定をいたしております。

第9条において、料金の減免について規定し、第1項において小学校入学前の幼児について料金を免除する旨を規定し、従前の白木半島線では料金を負担する保護者1人につき1人の幼児は無料で、2人目からは幼児運賃が必要ということになっておりましたが、これをすべて免除するということといたしました。

第2項において、障害者及び介助人の5割軽減について規定をいたしておりますが、これについても対象範囲を拡大し、第2種身体障害者手帳及び第2種知的障害者療育手帳所持者等の介助人について、それぞれ対象範囲を拡大をいたしております。

第3項においては、減免条例が重複していても、5割以上の軽減を行わない旨を規定をいたしております。

第10条において、第1号について、不正の手段により料金を免れて、また免れようとした者及び第2号において、所定の料金を支払わないで乗車した者については、2倍の割り増し料金を徴収できることを定めております。

第11条においては、その他の必要事項は規則に委任することを規定をいたしております。

以上が新しく制定しようとするスクールバス条例の条文に関する補足説明でございます。何と ぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長(新山 玄雄君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。浜戸議員。

議員(6番 浜戸 信充君) じゃ聞きますが、第7条の2項ですが、混乗利用者のところ、料金の区分が明示してありますが、いわゆる子供料金、小児料金は小学生以下の者ということですが、いわゆるスクールバスを利用できるわけですから、これで、混乗で子供料金が発生する場合はどんな場合ですか。それをお願いします。

それと、今回スクールバスを利用して、いわゆる無料で学校に通えるわけですが、この地区以外に、いわゆる公共のバスを利用して学校に通ってる学校もあると思いますが、それで、無料でない地区は何カ所ありますか。

議長(新山 玄雄君) 中野政策企画課長。

政策企画課長(中野 守雄君) お答えします。

子供料金取るのはどなたかということで、基本的には通学バス、これ通学証を持ってる子供は もう無料でございますが、考えられるのは全然外部の子供とか、同じ通学されても、全然利用区 間以外乗った場合、こういう場合が子供料金が発生すると思います。

スクールバスについては、有料のとこはないということでございます。 以上です。 議長(新山 玄雄君) 布村教育次長。

教育次長(布村 和男君) 今、公共バスで通学しておるのが、久賀地区の椋野の方が中学校へ、 久賀中へ通っております。あわせて東和地区の方が、和佐、小泊が東和中学校へ通っております。 で、今白木半島線がもちろん公共バス使っておりますが、すべて町の全額負担ということになっ ております。

議長(新山 玄雄君) 浜戸議員。

議員(6番 浜戸 信充君) 大崎白石地区が残っています。それで、前の再質問になりますけども、ということは、スクールバスを利用する子供たちは、児童・生徒については、いわゆる身分証明書というか、そういうようなのを持たすということです。ただそれ以外は、同じ本町に住んどっても、以外はお金が要るということですか、じゃ、乗れば。

それともう一つ、それと幼児については、いわゆる無料ということでしたが、1人で乗っても 無料なんですか、幼児は。

議長(新山 玄雄君) 中野政策企画課長。

政策企画課長(中野 守雄君) お答えします。

子供料金でございますが、先ほども言いましたように、学校に通う児童については通学証というものを持たせます。その通学証には利用区間というものが書いてございますから、基本的にこれを利用する子供は無料でございます。土日ということも考えられますが、基本的に通学証を持って、利用区間内であればその子供は無料と。ただ、その通学証を持っても全然違う区間を走ったり、あるいは、例えば全然違う地区、大島地区の子供が乗ったりというのは有償ということでございます。

で、先ほどの幼児については、1人で乗れるかどうかは別として無料でございます。

議長(新山 玄雄君) まだあります。(「いえいえ、今の、はい」と呼ぶ者あり)浜戸議員。 議員(6番 浜戸 信充君) だから、大崎白石地区は有料でしょう。

(「そうです」と呼ぶ者あり)あそこだけですよね、ですから。残ってるのはあそこだけでしょ、 じゃ。

議員(5番 荒川 政義君) 議長、ちゃんと答弁させてください。

議長(新山 玄雄君) はい、ちゃんと答弁させます。布村教育次長。

教育次長(布村 和男君) 白石の方が、はっきりした数はわかりませんが、たしか3名ぐらいだと思いますが、それも全額負担をしております。

議長(新山 玄雄君) ほかに質疑、平川議員。

議員(21番 平川 敏郎君) 21番、平川です。条例の第7条と、ごめんなさい、第7条と、料金の方であと1点ほど質問させていただきたいんですが、この路線、当然高齢者、障害者、当

然乗られると思うんですよね。そのときに、やはリバスが走ってる状態で渋滞だとか等々発生し、 生徒の方が学校に遅刻になりそうな懸念とかいうことを悩まにゃいかんわけですよね。そのため には、もう当然迅速にこの運行を行わなきゃいけんと思うんですよね。

先ほど申し上げました13ページですか、料金表の方ですが、例えばの話、片添から町立橋病院前、これに乗った場合には990円かかるわけですよね。当然7条で回数券を安く、1枚ほどふえるわけですが、そうすると9枚100円券出して、新たにまた10円を9枚というような形が発生して、1枚足らんとか、ああ、ちょっと小さいのがないとかいうお年寄り、高齢者がおられると思うんですよね。そのためには、やはりこの回数券、ありがたいことですが、パスカードいうか、パスガード、カードですよね、こういう販売とか定期券、こういうことを考えられれば、やはり迅速にそういった運行ができるんじゃないかと思います。以上の点についてお願いいたします。

議長(新山 玄雄君) 中野政策企画課長。

政策企画課長(中野 守雄君) お答えいたします。

まず、バスカードでございますが、実は以前から御説明申し上げてるように、この白木半島線、大変利用者が少ないということでございます。大変利用者が少ないということで、いわゆる料金 徴収体系を簡素化するということで、いわゆる料金電光掲示板、いわゆる通常バスにある料金箱 あるいは整理券発行機、そういうものをつけずに対応するということを以前申し上げたと思いま す。もしこのバスカードをつけるということになりますと、バスカードは、これはすべてに伝導 してるわけです。ですから、もしバスカードを導入するということになると、これらの機器をす べて導入しなければいけないということになりまして、今回は利用者も少ないということからバ スカードの導入はしないということでございます。また、定期券についても、同じように利用者 が大変少ないということで、定期券の発行もしておりません。

以上でございます。

議長(新山 玄雄君) ほかに質疑は。平川議員。

議員(21番 平川 敏郎君) 了解しました。ただ、バスカードの方は、ちょっとそういったところで不可能であれば、僕は定期券、これが必要なんじゃないですかね。高齢者の方がちょっとぶら下げて、例えば乗ったりしても安心してできるんじゃないかと思うんですが、その辺不可能ですかね。利用者が少ないからちょっとっていうのは理解してるつもりなんですが、その辺はできないもんですかね。

議長(新山 玄雄君) 中野政策企画課長。

政策企画課長(中野 守雄君) お答えいたします。

今後の利用状況を見て考えたいと思います。

以上です。

議長(新山 玄雄君) 広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) 一つは、いわゆる運行管理、いわゆる一つは、教育委員会が 3条で、いわゆる自動車の管理については教育委員会がするというところがありますね。それで、 この管理の範囲ってどこまでなんか、どこまで管理するんかというのが不明確。

それともう一つは、ちょっと補足をお願いしたいというふうに思います。例えば、旧防長であれば、あそこにいわゆるスペースがあっていう格好でも、これしちょったと思うんですが、実際的にどうなっとるかちょっとわからん。実際的にどこまで教育委員会が管理するのか、運行管理においてね。

それともう一つは、6条で、今度はスクールバスの運行管理者の選任は、事業形態に応じて規則で定めるということで、実際的に今から白木循環線及び白木安下庄線については、それぞれ混乗乗車なんですが今からつくると、規則をつくるということなのか。あれば報告をお願いしたいというふうに思います。

それと、3点目として、小学校入学前、これ無料にすると、幼児についてはね。ええことだろうというふうに思いますが、実際的に、一つは準要保護者の関係についてどうあるのか、準要保護者の関係についてどういう取り扱いになるのか、これが一つです。

それともう一つは、それぞれ手帳等を持ってない人で、町長がいわゆる認めた場合については 無料ですよという項目があるね。ほいで、その中で、ほじゃ町長が認めた場合はどういう証明を しようとするのか、いわゆる乗車すべき人にね。いわゆる手帳にかわるものを発行されるのか、 それとも一時的な券を発行するのか、それについて聞いておきたいというふうに思います。

それとあわせて、もう一つは、実際的なダイヤまで今からつくるというふうに解していいのかどうなのか。運行ダイヤね。運行ダイヤについては今からつくると、協議、設置するというのが、実際的に乗り継ぎ料金等を、乗り継ぐ開始をする場合、便利の便になると、便利な運行のためには当然乗り継ぎということになると思うんですが、きょう、定義されとる運賃体系で割高になるんではないかという可能性が出てくると。今までだったら、実際的には委託といえども防長と防長との接続いう格好での接続だったと思う、可能だったと思うが、今度はいわゆる引き継ぎ関係が発生するということになれば、打ち切ったら高くなる可能性があるんじゃないかと。接続、いわゆる接続により低減されるという可能性があるんじゃないかというふうに思いますが、その対応方については今からかどうか聞いておきたいと。

議長(新山 玄雄君) 中野政策企画課長。

政策企画課長(中野 守雄君) お答えいたします。

まず、管理運行者はどうするんかと、業務ということでございますが、これは道路運送法執行

規則第57条の17第3項で規定しております。もろもろありますが、例えば大型2種免許を有するもん以外運転をさせたらいかんよとか、当該運転手に適性検査を受けさせたり、運転手が疾病疲労、もろもろあった場合には、よく確認して安全運転の確保に努めなさいよと、そういう指示をしなさいというものがいろいろもろもろ書いてあります。規則でということでございますが、既に規則の案はできておりまして、運行管理者につきまして、まずスクールバスについては学校教育課長を予定しております。で、混乗の白木線につきましては、国家試験を持った、運行管理者資格者証を持った者を選任ということになっておりまして、具体的には、今回委託をします有限会社久観交通ということの資格者証を持っている方ということになります。

それと、手帳はどうするのかということでございますが、先ほど説明がありましたように、かなり拡大範囲をしております。例えば第5号の場合に、例えば障害とかありますが、例えば保険証で確認するとか、そういった便宜を図っております。

それと、ダイヤについてこれからどうするのかということ、決まっているのかという御質問で ございますが、前にも御説明しましたように、本線、安下庄線が今度改正ということになります ので、それを見て大編成ということになろうかと思います。

以上です。

議長(新山 玄雄君) まだ、入学前の。村田総務部長。

総務部長(村田 雅典君) あと1点ほど御質問の準要保護の関係でございますが、基本的に子供等が通学に供する場合は無料だよという基本がございます。そして、区域内の子供たちが利用する場合については、第7条に規定するところの料金をいただくという考え方におります。

議長(新山 玄雄君) 広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) 実際的に、準要保護から、準要保護よね、から料金を取るということになれば、実際的にはスクールバスと混乗という方の運行からすれば、私は準要保護も当然、いわゆる無料の対象、いわゆる準要保護者、(「区域外」と呼ぶ者あり)区域外、区域外。いわゆる準要保護も実際的には、例えば学校教育法でいう中の準要保護者は、当然私はその対象になるというふうに考えとるが、実際的にはならないと、今の答弁でいくと、準要保護者。いわゆる、例えばいわゆる混乗乗車の場合、いわゆる基本は有料わけよね、有料ですよと。ほで、有料ですが、ただし書きとして何条かによって無料ですよというシステムがあります。そのシステムの中に、例えば要保護、準要保護の条文がうたってないんで、その中で、うたってれば、例えばこれはこういう格好の準要保護者いう判断で、準要保護者と要保護者と一緒なら一緒でええわけよ、実際的に。ほで、一方では町長が認める場合という条文があるわけですから、実際的にはその対象も無料の対象となってもよろしいんではないかというふうに思うんですが、いわゆるどういう解釈なのか。

議長(新山 玄雄君) 村田総務部長。

総務部長(村田 雅典君) 基本的に、この9条の料金の減免のところでございますが、これについては、障害を有してる方に対しての減免という解釈にしております。

議長(新山 玄雄君) 広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) 実際的には障害者以外は、いわゆる想定してないという、答えからいう、発言からいうと、実際的には9条の2の(2)、児童福祉法でうたってる部分も皆そういう判断のもとで書かれとるということなのかどうなのか。ここでいう児童福祉法は、あくまでも障害にかかわる部分なのか。私は児童福祉法にかかわる部分については、擁護または保護を受けている者ということで、当然いわゆる要保護並びに準要保護の件があるんじゃないかということで聞きよるわけよ。わかる。いわゆる……。

それと、座ったらもう一回なくなるから。もう一つは、いわゆる回数券の発行方についてであります。よくトラブルが起こるのが回数券の発行です。取り扱いをきちっとしちょかんと、これは金券ですからいろんな混乱が起きるという可能性があります。その中で、かつては下田駅で、かなり長期にわたって回数券の発行、いろいろな手続をしよったんですが、今度は、混乗の場合は、どこでその回数券を発行するのか、新たに発行するのか。例えば、地域の混乗される方々がなかなか久賀行ったり、あっちに行ったりして買うのが不可能というふうに思われますが、新たに発行箇所を設けるのかどうなのか、聞いておきたいというふうに。

議長(新山 玄雄君) 村田総務部長。

総務部長(村田 雅典君) まず、9条の2の(2)の児童福祉法の関係のとこですが、ここの条文の中で12条の4及び第41条から第43条の5までに規定する諸施設によりということでございます。諸施設によって擁護または保護を受けている者は減免の対象ですよということでございます。

それから、回数券の発行等については、車両内において運転手が発行する、販売するという考え方でおります。

議長(新山 玄雄君) ほかに質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。失礼、小田議員。 議員(23番 小田 貞利君) スクールバスの事業の考え方ですが、基準といいますか、スクールバス、遠距離児童への助成という考え方等を踏まえたスクールバスの考え方を教えてください。

議長(阿部 巖) 布村教育次長。

教育次長(布村 和男君) ちょっと質問の趣旨がちょっとよく把握できてないんですが、スクールバスは、該当するのが6キロ以上の距離がないとスクールバス、購入したりするのに補助金がないと。ちょっと質問にちょっと違うかもわかりませんが、で、今おっしゃるのは和田地区

の方が今東和中学校へ通っておられますが、それは公共バスで行っておりますが、じゃ、それな ゼスクールバスじゃないのかという、今ことじゃないかなというふうに私思っておりますが、今 後、この後議案も出ますけど、学校統合が進めば、もちろんスクールバスを運行したいというふ うに思っております。

議長(新山 玄雄君) いいですか。小田議員。

議員(23番 小田 貞利君) スクールバスの基準は6キロ以上ないといけないということなんですが、結局、生徒・児童に対する負担を軽くするという意味で遠距離の、遠い人の子供たちには助成をしているという考え方だろうと思うんですが、その基準ですよね、何キロ以上の離れてる子供については助成をするという考え方なのかどうかということ。

議長(新山 玄雄君) 布村教育次長。

教育次長(布村 和男君) 今、公共バスで使って通学しておるのが、先ほど出ましたように久賀地区と東和地区なんですね。私は東和地区がなぜそういうふうになったかという理由はよくわかりません。しかし、久賀地区で言うならば、椋野地区はもちろん6キロ以上あるわけですが、町村合併するときに久賀と椋野が一緒になるときに、そういった約束があったんだというふうに聞いております。先ほども出ましたように、大崎白石地区については少し離れておるので、6キロ未満ですので、旧久賀町では半額しかしておりませんでした。しかし、合併するのにそういう不公平があってはならないということで今全額しておりますが、東和地区の基準というのはちょっと私、今わかりませんので、また調べてお知らせしたいというふうに思っております。

議長(新山 玄雄君) 小田議員。

議員(23番 小田 貞利君) 結局は、バスの路線があったところの、通る子供たちはバスに乗れると。路線のないところの子供たちは、スクールバスも何も走ってないわけですから、距離が2キロあろうが3キロあろうが、歩いていくか、親が連れていくかという部分が周防大島町内には何カ所もあると思います。そういった部分は考えないんですかということです。

議長(新山 玄雄君) 椎木副町長。

副町長(椎木 巧君) 合併前のスクールバスまたは公共のバスに通学費を補助して、全額となり、または半額なりというような形で補助して生徒の通学の軽減を図っておったということは、旧町ごとで統一性がなかったということは事実でございますので、それが合併のときに、先ほど教育次長が申し上げましたように、例えば半額しか、距離的なことで半額しか補助してなかったものが、合併と同時に、今まで補助した分は統一的に全額補助するという形になっておりますが、しかしながら、基準とすれば、その6キロがスクールバス等を出す基準とすれば、それは、例えば路線バスが走るからといって、そこが2キロであっても出すのかと言われると、それは統一的には基本的な考え方とすれば、やはりその6キロ以上をスクールバスを出す、または路線バスの

補助するというふうな形で統一性を図るべきではないかと思っております。ただ、今教育委員会の方から話がありましたように、これから中学校の統廃合が進んだときに、ここ具体的に、それならどこまでがスクールバスなり、または公共バスの乗車補助を出すのかというのは、個別に少し協議を進めなければ、今ここで画一的に6キロだと言ったときに、また不合理、合理性を欠くというのが出てくる可能性もあるということで、今後、中学校の統合までに、またそういう調整もしなければならないんじゃないかと思っております。

議長(新山 玄雄君) ほかに質疑はありませんか。木村議員。

議員(19番 木村 潔君) 19番、木村です。今の小田議員の質問に継続して、ちょっと今気になったのでお尋ねしますが、もし中学校の統合あるいは小学校の利用の中で、今小田議員が言ったように路線がない場所というものが発生した場合に、今のこの路線の変更というものは可能なんでしょうか。そういう事情が出た場合に、それに対応できるのかどうかっていう部分をちょっと聞いてみたいんですが。

議長(新山 玄雄君) 布村教育次長。

教育次長(布村 和男君) 沖浦のことをおっしゃるんだろうと、違うんですか。(「全体で、もしそういうのが出た場合」と呼ぶ者あり)ですから、(「休憩、休憩」と呼ぶ者あり)極端に言うたら、(「休憩、休憩、休憩」と呼ぶ者あり)(「休憩」と呼ぶ者あり)

議長(新山 玄雄君) それでは、暫時休憩します。

午前11時40分休憩

議長(新山 玄雄君) 布村教育次長。

教育次長(布村 和男君) 先ほどのスクールバスにしても、公共バスにしてもどのようにそれを使っていくかということ、今後、今の中学校の統合なり小学校の統合が決まって、十分検討しながら進めていきたいというふうに思っております。

議長(新山 玄雄君) 木村議員、いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第6号周防大島町スクールバス条

例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

#### 〔賛成者起立〕

議長(新山 玄雄君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 (発言する者あり)いや、多数でございます。

. .

## 日程第12.議案第7号

議長(新山 玄雄君) 日程第12、議案第7号周防大島町役場の位置を定める条例の一部改正 についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長(椎木 巧君) 議案第7号周防大島町役場の位置を定める条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

旧ハローワーク大島の購入につきまして、先ほど町長の方から行政報告をして、環境生活部を移転させたい旨の報告をしたところでございます。現在、久賀、大島、東和、橘の各庁舎は、周防大島町総合支所及び出張所条例によりまして位置づけをされておりますが、ハローワーク跡は、総合支所及び出張所条例では規定できないため、周防大島町役場の位置を定める条例の一部を改正し、(「静粛にお願いします。説明が聞こえません」と呼ぶ者あり)現在の条例へ改めて周防大島町役場の位置、庁舎の位置を定めようとするものでございます。このような、合併当初には総合支所条例の中で各庁舎が網羅されておりました関係上、これが制定されてなかったものでございますが、合併したときの各市町村、市町のその条例を見ておりますと、今ここに出しておりますような事務所の位置と庁舎の位置という形で整理しておるところもたくさんございます。今回、その久賀東庁舎として庁舎の位置づけをしようとするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長(新山 玄雄君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) 実際的に意味を解する場合に、言葉の意味を解する場合に、通常庁舎と事務所という関係であれば、先に庁舎が来て事務所が妥当ではないかと、それが流れではないかというふうに思いますが、どのように庁舎と事務所、いわゆる基本の庁舎の位置を定める条文だろうというふうに思いますが、実際的に呼称からして、呼称、呼び方からして、実際的には庁舎の位置があり、事務所の位置があるというふうな方がきちっとした、その辺によって他の、いわゆる条文変更が発生すれば、きちっと条文変更を起こしゃええというふうに思うんですが、先ほど、いわゆる総合支所の中であったからということで副町長の方が言われましたが、実際的には庁舎及び事務所という、解釈からすればあれではないかというふうに、概念的にとらえ

ておるので質疑をしておきたいというふうに思います。

議長(新山 玄雄君) 村田総務部長。

総務部長(村田 雅典君) 御質問の、いわゆる事務所の位置、庁舎の位置の順番の関係でございますが、たしか地方自治法の第4条で、庁舎の、役場の位置を定める等の条例についてはという項目がございます。その中で、主たる事務所の位置を決めなさいというのが、まず第1項になるうかと思います。したがって、合併の当時に、この周防大島町役場の位置を定める条例ということで、周防大島町の役場の位置を次のとおり定めるということで、条項も書けずに、小松126番地の2という項目だけ上げておりましたが、今回、先ほど副町長から説明がありましたとおり、いわゆる久賀の東庁舎を新たに加えるということで、条例の中に改めて位置と、事務所の位置と庁舎の位置を定めるということでございますので、基本的にはこの形はふさわしいというふうに思っておりますし、ほかの市、町の事例も、副町長から申し上げましたけれども、まず事務所の位置が第1条になって、第2条として庁舎の位置というような形の条例を作成をしております。

議長(新山 玄雄君) 広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) 実際的に解釈として、地方自治法上の解釈で事務所が先で、庁舎が2番目だという感覚で答弁されたというふうに思われますが、実際的には庁舎と事務所という考え方でいえば、いわゆる全体でいえば庁舎があり事務所があると、事務所があって庁舎があるという感覚ではないということは、だれが考えても通常的考え方ではないかと、実際的には。私はそういうふうに解しております。ですから、仮に今回の、いわゆる中身として、ほじゃ下の事務所の位置を設定するということで、今までの、いわゆる事務所の挿入よね、は必要なかったわけだ、今まで。今まで事務所の字句の挿入は必要なかったわけじゃろ、今まで。そしたら、いわゆるやってなかったわけじゃろ、下の事務所の位置について、事務所という言葉を。(「そうです」と呼ぶ者あり)(発言する者あり)実際的に入ってなかったわけね。そして、新たにこのたび久賀の、いわゆる東になりますか、新たに追加するから、いわゆるその分が主体でこの際変えますよということなんやね。ほしたら、事務所いう部分を、いわゆるのけても別段関係ない、いわゆる呼称からの問題で、新たに事務所ということをのけても通用するいう格好になりゃせんか。

議長(新山 玄雄君) 村田総務部長。

総務部長(村田 雅典君) 先ほど御答弁いたしましたとおり、主たる事務所の位置というのを 地方自治法で定められておりますということで、あえて今回、第1条に頭書きとして事務所の位 置というのを掲げたわけであります。したがって、事務所の位置あるいは庁舎の位置という順番 等についても、基本的には事務所の位置、主たる事務所の位置は第1条でうたうべきであるとい うふうに考えて、こういった条列になっております。

議長(新山 玄雄君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第7号周防大島町役場の位置を定める条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(新山 玄雄君) 起立3分の2以上であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

•

# 日程第13.議案第8号

議長(新山 玄雄君) 日程第13、議案第8号周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部 改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。平田教育長。

教育長(平田 武君) おはようございます。議案第8号周防大島町立小学校及び中学校設置 条例の一部改正について、補足説明をいたします。

中学校の統合につきましては、一昨年8月以来、少子化の進む本町中学校教育の充実、活性化を目指して、学校統合のために保護者説明会、旧町単位の地区懇談会を重ねてまいりました。また、広報紙を活用した町民への情報提供、さらに議員各位には各常任委員会や全員協議会において説明をさせていただいたところですが、このたび小中学校統合問題推進協議会の答申を受け、第1期統合として、まず小規模校の解消を図ることを目的とし、新旧対照表のとおり、現在の9中学校を久賀中学校、大島中学校、情島中学校、東和中学校、安下庄中学校の5校とするものであります。この条例は平成21年4月1日から施行するものであります。なお、第2期統合として、平成29年4月を目標に、中学校1校への統合を目指すこととしております。

何とぞ慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(新山 玄雄君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) 先ほど教育長の方からかなり議論はしてきたと。ほいで、いわゆる定義があったということで総括的に言われました。ほいで、実際的に、なぜ平成21年なん

かというのが将来問題になってくるんじゃないかという点が一つです。といいますのが、今、実際的に耐力度調査が始まります。ほいで、これはいわゆる実際的にはどうなるか、結果はどうなるかもわからないけど、流れからすると建てかえも発生すると。しかし、流れとしては、いわゆる21年4月1日では不可能ではないか。逆に、矛盾として危険校舎にいわゆる入っていく可能性がかなりあると。今の、これからいうと、この条文からいうと。これは明らかではないかというふうに思いますが、その点についてどういう認識をされているのか聞いておきたいというふうに思います。

それと、議論の中では、一つは小規模校について教育長はかなり重要性についても今まで答弁されてきたが、実際的に今度の統合が、平成29年には既に1校でいきますよという格好で統合するとすれば、いろんなまた諸矛盾が先送りされる可能性、位置についてもそうですし、諸矛盾が先送りされる可能性が発生する。それは性格は違うかもわかりませんが、町の合併以上にいわゆるかなりいわゆる難しい問題が内包しちょるというふうに思うわけよね、実際的には。そうすると、また問題先送りしてから、将来またけんけんがくがくするということが発生しないかということなんです。

それと、決まってから順次条件整備ちゅうんでは、やっぱりまた問題が発生するというふうに 思いますが、教育長、教育委員会、また町長の方はどのように認識されておるのか、ちょっと聞 いておきたいというふうに思います。いろんな絡みが出てきますからね、ここで決めてしもうた ら、いろんな絡みが出てくるんで答弁を求めたいというふうに思います。

議長(新山 玄雄君) 平田教育長。

教育長(平田 武君) 広田議員の御質問、多岐にわたりましてなかなか焦点が絞りにくい部分がございますが、広田議員が常日ごろおっしゃっておられるその議論を尽くして、そして時間をかけてゆっくり進みなさいという、そういうふうな御指摘の部分に限っていいますと、この一昨年8月以来、それから21年でいうとこの4年間の歳月というものが足かけかかっておるわけであります。そういう意味からいいますと、時間的には十分な時間であろうと。

それから、議論の内容についてでありますが、それぞれ保護者説明会あるいは旧町単位の地区 懇談会等も可能な限り回数を重ねてまいりました。したがって、大方の御了解は、この4校案に ついては御了解をいただいてるというふうなことを思っております。

それから、耐力度調査で時間的にいかがかという問題につきましては、これは認めていただきますとぜひ工事的に進めていきたいと思うわけですが、危険校舎に入ることというふうな、をどうするかという話もございました。この危険校舎につきましては、これは東和中学校を改築する改築しないにかかわらず、東和中学校は今危険校舎であります。したがいまして、とにかく可能な限り早く危険度を解消してあげることが教育委員会の務めだろうと思っております。

また、諸矛盾をさまざま内包しておるんではないかというふうな部分、この部分については諸 矛盾という部分が私にとってちょっと理解ができませんので、そこの部分については答弁をお許 しいただきたいと思っています。

議長(新山 玄雄君) 広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) これは今から先の議論になるというふうに思いますが、実際的 に中学校の建てかえそのものも、例えばいろんな議論があったというふうに思います。例えばす ぐ、いわゆる危険度がいわゆる非常にわかりにくい。今から耐力度調査なんですよね。ほいで、 実際的には、例えばあすの日にも地震によって倒壊するかもわからん。今教育長の方も危険校舎 って言われたけど、実際的にどの程度の危険校舎がわからんから、今耐力度調査を発生するわけ よね。その中で実際的にやっていくわけなんですが、仮にこの主たる、主たるちゅうんじゃなし に、学校関係の事務についてすると、実際的には今の状況で、いわゆる一方危険校舎といわれる ところに、今それ以上安全な学校から行く可能性が発生しないかということなんですよ。実際的 にすぐ間に合うとか間に合わんとかいうあれではなしに、ほいでもう一つは、さも今、合併問題 と、いわゆる東和中学校の問題が、建てかえ問題が一緒になっても、また今度は違う角度から議 論せんにゃいけんようになるという側面もあるわけですよ、実際的に。財政そのほか、跡地の活 用の問題含めていろんな議論がある。そういう中で21年という設定を、実際的には逆に早過ぎる 内容になっちょらせんかと、早過ぎる内容、逆に、いうことなんですよ。例えば十分今から、例 えば見定めていく期間は、手続上、皆さん方も今手続上早うせんにゃいけんからという格好で 21年を設定されておるんではないかと。それ以外はないんじゃないかというふうに思うんです が、なぜこの21年が設定なのかという議論が聞いておきたい思うんですよ、実際的に。

議長(新山 玄雄君) 布村教育次長。

教育次長(布村 和男君) なぜ21年かということは、先ほど教育長が申し上げましたとおりで、当初は19年に一日も早くやりたいということでおったわけですが、いろいろ議論を尽くす中で21年度に延びたということであります。

あわせて、今の危険校舎については、東和中学校も大変危険なんですが、むしろまだ沖浦中学校はまだ危険な状態であります。ですから、やはり21年度の統合ということで、今回のこれ議決がいただけましたら、一日も早く東和中学校の改築に入り、統合を進めて沖浦中学校の安全を図りたいというふうに考えております。

議長(新山 玄雄君) 広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) 聞きようによっては、危険校舎の克服のために合併、いわゆる合併、いわゆる危険度をとり除くために、逆に合併なんだという言い方は、それはまたそれとして別の議論が必要だということだけ言うちょきたいというふうに思います。

以上です。

議長(新山 玄雄君) ほかに。松井議員。

議員(14番 松井 岑雄君) ちょっと1点だけお聞きしておきます。今の、広田議員さんおっしゃったんですけど、統合のことについてはいいんですよ。しかし、もう1点、実は借地になってる中学校とか小学校が多くあるわけですね。このことの話し合いがついていないと、大変将来に対してわだかまりが起こってくるなっていうのを一つ懸念してるわけです。統合等をされるし、あるいはまた合併されて統廃合されることは結構なことだと思ってますけども、その前段にある将来ビジョンとして非常に大きな禍根を残すことになるんで、変更する前に一応地域の地権者等とも話し合う必要があるんじゃないかなっていうように思ってますから、じゃ将来どうするんかなっていう方向性も出してあげるのがやっぱり私たちの役目じゃないかなっていうふうに考えてますので、この辺もひっくるめて、こういうふうに統廃合されるなんて非常にいいことだと思ってますので、一日も早くやってほしいと。だけども、残った後段がとても大変なことが残ってるんで、この辺もきちっと、町長も大変な仕事をこれ抱えてるわけなんで、これをやっぱり地権者の人ときちっと話し合いができるような方向性をやっぱりやっとく必要があるなというふうに考えてます。この辺をぜひ御考慮いただきたきたいと思ってます。よろしくお願いします。

議長(新山 玄雄君) 布村教育次長。

教育次長(布村 和男君) おっしゃるとおり、跡地の利用ということは大変重要な問題だというふうに私ども認識をしております。特に、沖浦中学校については借地の部分がまだかなり残っているようですので、やはり地権者との、沖浦中学校については解体を考えておりますけど、ほじゃ跡地をどうするのか、地権者との話し合いを、やはり今おっしゃるようなことで進めていきたいというふうに思っております。

あわせて、日良居中学校あたりは防音で、窓枠等も防音工事でやっておりますので、やはりそれの後の利用方法というものがかなり制約されるわけですね。それを今から、今鋭意検討しておりますけど、そういったことを進めていきたいというふうに思っております。

議長(新山 玄雄君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) 議案8号周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部改正に ついて、反対の立場から討論したいというふうに思います。

まず第1点は、先ほど答弁の中で19年の予定だったんじゃが、逆に21年になったんだから しっかり議論したという答弁がありました。実際に途中を考えてみていただきたいというふうに 思うんです。といいますのは、あのとき、いわゆる4校案がベターで、いわゆるそれでも2校案だということで議論が集中しました。それで今度は、それがだめなら4校案でいうことで、実際的には、今度は何がついたかというと将来1校案だと、これが前提だという付録がつきました。実際的に、私は学校のあり方の問題からすれば、いろんな注釈をつけんこう、その地域に学校がなぜ必要なのか、またそうした役割が過去どうだったのかを含めてから、実際的に今まで言ってきたような議論を進めていくということが大事であります。最終的には21年になったんだから、いわゆる議論は十分尽くされたということには当てはまらん、時間があるというふうに私は思います。そこんところがポイントで、結局は議論したが行ったり帰ったりしながら、ほじゃ最後に29年4月には1校にする、それも場所もいわゆる濁して、こういう言い方がおかしいかもわかりませんが、濁してするというやり方は、私はまたいろんな議論の問題の先送りにつながっていく、こういう手法そのものが将来の先送りしかならない。問題点をいろいろ内包しながら、結局はいろんなことが将来起こるというやり方、私は基本的には正しくないと。広報等を見てますと、今からいろんな条件整備、議論していくんだということになっとるわけなんですが、実際的に、逆からいえばいろんな見通しを見てから4校案を出しても決して遅くはないというのが基本的見解であります。

以上であります。

議長(新山 玄雄君) 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(新山 玄雄君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第8号周防大島町立小学校及び中 学校設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔 賛成者起立〕

議長(新山 玄雄君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 暫時休憩をいたします。午後1時まで。

午後 0 時08分休憩

午後1時00分再開

議長(新山 玄雄君) おそろいでございますね。それでは、再開をいたします。

日程第14.議案第9号

議長(新山 玄雄君) 日程第14、議案第9号周防大島町学校給食センター設置条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長(椎木 巧君) 議案第9号周防大島町学校給食センター設置条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

本案は、本町の行政改革大綱による効率的な行財政の推進を図るため、学校給食センター事業の一部を民間委託するもので、本条例内に事業の一部を委託することができるという文言がないための条文整備でございます。

第6条を第7条にし、第4条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に事業の委託を加えるものであります。

なお、給食調理等の民間委託については、給食調理員の欠員に応じて順次進めていくことといたしております。既に民間委託をしている東和学校給食センターを除く、橘学校給食センター、久賀学校給食センター、大島学校給食センターを順次職員の退職に合わせて委託するという計画を持っているところでございます。

何とぞ慎重なる審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長(新山 玄雄君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) ちょっと質問しときますが、一つは、学校給食について、いわゆる制度の価値、これについてどのように考えとるんかという点で、例えば必要性がある学校給食において、私は今までの対応をされてきたと。自校方式からセンター方式になるんもいろんな矛盾があった。だが、センター方式、4つのセンター方式になっとると。じゃ実際的に今の学校給食の必要性について、それが口実の対象になっていいんだろうかという疑念があります。

それともう一つは、いわゆる議会議論のあり方の問題として、この文章を挿入したら、もう議会そっちのけでいいと。すべて何でもできますよという条文はやっぱり非常にまずいんじゃないかという点があります。といいますのが、結果的にこの条文を入れれば、議会は全くもう関係ない、いう格好になります。退職の後補充をしないいうことになれば、実際的にはもうそれしか方向性がないという格好になるんじゃないかと。それでは今の学校給食のあり方の問題として私は問題が多いというふうに考えます。その点で学校給食についてどのように考えておるのか、今時点で、必要性等についてどのように考えておるのか聞いておきたいというふうに思います。

議長(新山 玄雄君) 平田教育長。

教育長(平田 武君) 学校給食につきましては、子供たちの健康保持、増進といいますか、 それから子供たちが栄養について学ぶ、あるいは現在、地産地消でもあります、関係しておりま す食育の教育、そして子供の弁当の中身にまつわっての子供の食事間の平等感といいますか、そういうふうなことが給食本来の目的だろうと思っております。間接的には保護者のさまざまな負担軽減というふうなこともあるのだと思っています。

それから、今の、この法律があれば何でもできるという、そういうふうなものではありませんで、これがなければ何もできないというふうなことだろうと思っています。

議長(新山 玄雄君) 広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) 確かに、町財政であっているんな分野で支出項目があります、歳出項目ありますが、学校給食においても、確かにいるんな議論があると思うんですが、いわゆる効率化、効率化の対象での学校給食を考えていくと、ずんずん私はそっちに追いやられていく可能性があります。この条文を通してしまえば、逆に議会議論そのものが、もうあのとき条例が通って、ほいで後補充をしないという前提で、その流れで済んでいくとこの条例が通ったら、いうふうに私は考えております。ですから、その点では非常に私問題があるというふうに思うんです。今まで世の中の流れが少しでも何でも、官から民へ、官から民へっていう流れが一体何を起こしよるんか、最近モラル程度がかなり落ちよるという事実も、実態あるわけなんですよ。それを学校給食まで広げてよいのかという疑念がありますので、それ絶対私はいろんな将来的な問題なってくるし、議会軽視の方向になってくるという点を明らかにしておきたいというふうに思います。

議長(新山 玄雄君) 答弁いいですね。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) 今回、挿入として周防大島町教育委員会は必要があると認めたときは、給食センターの事業の一部を委託することができるという委託条文の追加であります。

このことは、一つは、学校給食をどういうふうに考えていくのか、副町長の提案理由の中で効率化というような言い方が出ましたが、本当に学校給食そのものを効率の論理でやっていいのかどうなのか。確かにいろんな節約はせんにゃいけんというふうに思いますが、それを効率の名前で条文を入れて、ほで推進することが果たしていいことなのかどうなのか。やっぱりそれなりの学校給食の役割はかなり高いもんがあると、現行であるというふうに思います。

それともう一つは、やっぱり議会人にとってどうかという側面があります。この条文を逆に入れることによって、いわゆる議会議論が届かないようになっていく可能性があるというふうに考えます。例えば、確かに行政報告の中でやられるかもわかりませんが、それは決まった後のやることであって、例えばそういうことでは議会は今度それを聞いたよという結果だけ残る、いう側

面が発生するというのもまぎれもない事実であります。じゃけ、やっぱり今の給食の大切さ、必要性を考えれば、この条文は必要ない中身だという点を明らかにしたい、いう立場から討論としたいと思います。

議長(新山 玄雄君) 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第9号周防 大島町学校給食センター設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の 起立を求めます。

# 〔賛成者起立〕

議長(新山 玄雄君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

. .

# 日程第15.議案第10号

議長(新山 玄雄君) 日程第15、議案第10号周防大島町林野条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長(椎木 巧君) 議案第10号周防大島町林野条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

本案は、周防大島町と財団法人やまぐち農林公社との間で、50年を契約期間とする分収造林契約に基づきまして、大島地区に19.55ヘクタールの地上権の設定登記を行っています。農林公社では、長期にわたり健全な森林を維持し、地上性のある優良大径材生産のため、より長期的施業への移行を進めており、その取り組みの一環として現在の契約期間の50年を80年に変更することについての協議がありましたので、周防大島町林野条例第9条にある契約期間の50年を80年に改正しようとするものでございます。

補足説明を申しました。何とぞ慎重なる御審議をいただき、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長(新山 玄雄君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

#### 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第10号周防大島町林野条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

#### 〔賛成者起立〕

議長(新山 玄雄君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

# 日程第16.議案第11号

議長(新山 玄雄君) 日程第16、議案第11号周防大島町過疎地域自立促進計画(後期)の変更についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長(椎木 巧君) 議案第11号周防大島町過疎地域自立促進計画(後期)の変更につきまして、補足説明を申し上げます。

本案は、周防大島町過疎地域自立促進計画(後期)の変更に当たり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項に基づく、本議会の議決をお願いするものでございます。

その内容は、日良居地区の農業集落排水施設につきましては、既に供用開始されておりますが、このたびポンプ施設の設置が必要な新たな利用が生じたため、その整備を行うもので、これを本計画に追加しようとするものでございます。既に、マンホール自体は設置されております。低地の利用者が接続する場合に、マンホール内にマンホールポンプを新たに設置して、その排水をポンプで上げ、排水を行うとするため、新たにマンホールポンプを設置しようとする事業でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長(新山 玄雄君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) 過疎計に乗ってないから、いわゆる工事をするためのいわゆる 過疎計の追加ということになろうかというふうに思いますが、実際的に、例えば一つのマンホールをつくりますと。そこへ家庭から流し込みますと。ほいで、いわゆる新たにいわゆる今既に契約はされちょると。ほじゃが契約、いわゆるますはつくっちょると、端的に言うとますはつくっちょると。ほで、ますからいわゆる新たなマンホールポンプへの接続いう格好でとらえちょってええんじゃろうか。それが軒数で言うたら、例えば今回1軒だけですか。マンホールは1個じゃが、いわゆるますから、いわゆる既にますは加入しちょるし、新たな加入はないということなのか、ちょっと確認しちょきたいと。

議長(新山 玄雄君) 村田環境生活部長。

環境生活部長(村田 章文君) 1軒だけですが、今副町長御説明いたしましたように、施工時にマンホールまでの施工は終わってるわけです。家庭から流出するものがそこに来る、その下水をポンプアップするためのマンホールポンプ、戸別1軒用のマンホールポンプということでございます。1軒だけでございます。

議長(新山 玄雄君) いいですか。ほかに質疑は、浜戸議員。

議員(6番 浜戸 信充君) 同じとこなんですが、今1軒という、これ僕も聞こうと思うたんですが、現在は1軒ですけども、このマンホールのいわゆるポンプによって、あと何軒利用できるんです。

議長(新山 玄雄君) 村田環境生活部長。

環境生活部長(村田 章文君) 先ほど申し上げましたように、今回のマンホールポンプは戸別 1軒用のマンホールポンプということでございます。他の2軒、3軒が共同利用するためのマンホールポンプではございません。

議長(新山 玄雄君) 浜戸議員。

議員(6番 浜戸 信充君) ということは、その1軒しか、価値じゃなしに収容ちゅうか、能力はないという。例えば、またその周りで家がふえて利用がふえたらそのポンプやりかえんにゃいけんちゅうこと。

議長(新山 玄雄君) 村田環境生活部長。

環境生活部長(村田 章文君) 今、浜戸議員さん御指摘どおり、ふえた場合に当然もう1基、2基、マンホールポンプ必要になろうかと思いますが、集落形態によりまして1戸だけちょっと離れたと申しますか、集落から離れてる場合、自然流下で不可能な場合、どうしてもその1戸のためにマンホールポンプ1基が必要ということが、数軒と申しますか、何軒も生じているのが現状でございます。あくまで集落の形態によって、そのあたりのマンホールポンプいくか、自然流下でいくかということは、あくまでその現地の状況に応じて、その都度その現場において対応してるのが現状でございます。

議長(新山 玄雄君) 浜戸議員。

議員(6番 浜戸 信充君) 3回目じゃけ、最後じゃけ聞きますが、じゃ、ということは、このたびは1軒のために200万円かけたというふうになるわけじゃね。

議長(新山 玄雄君) 村田環境生活部長。

環境生活部長(村田 章文君) 御指摘のとおり1軒用の設備工事費ということになります。 議長(新山 玄雄君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第11号周防大島町過疎地域自立 促進計画(後期)の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

## 〔賛成者起立〕

議長(新山 玄雄君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第17.議案第12号

議長(新山 玄雄君) 日程第17、議案第12号訴訟の提起についてを上程し、これを議題と します。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長(椎木 巧君) 議案第12号訴訟の提起につきまして、補足説明を申し上げます。

この議案第12号の訴訟提起についてでございますが、下松市在住の西村吉治氏に対しまして、 所有権移転登記手続請求の訴えを提起するものでございまして、地方自治法の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

議案書の24ページに記載してありますとおり、相手は、下松市美里町3丁目12番25号、 西村吉治氏でございます。

昭和52年に公営住宅用地(久賀地区西ヶ原住宅)として旧久賀町土地開発公社が先行取得した土地のうち、西村吉治名義 土地売買契約時の名義は父親の西村新治さんでございますが、この土地、大字椋野2156番1、西村新治さんの父親の西村兵吉氏の名義の大字椋野2157・5も含まれております。これにつきまして、所有権移転登記手続がなされていないまま現在に至っております。

当該土地には、既に昭和52年度と昭和53年度で旧久賀町において西ヶ原住宅を建設しているところでございます。

平成17年2月10日以降、西村新治氏の土地を相続した西村吉治氏と何回か当該土地の所有権移転につきまして交渉を行ってきたところでございますが、現在のところ不調に終わっているところでございます。

この土地について、当該土地売買契約は有効なものとして、当該土地の所有権は当然町に帰属 しているものと解しております。所有権移転登記手続を請求するものでありまして、請求が認め られるまで順次上級裁判所に提訴することといたしております。 何とぞ慎重なる審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長(新山 玄雄君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) 一応個人を相手取っての民事訴訟ということになると思うんですが、実際的に町は間違いなく、土地売買契約は有効という格好で説明、私たち議会の側に説明してきました。ほいで、実際的に、いわゆる有効とする判断が、執行部の判断、今考えている判断はどこに置いとるのかということが、裁判を起こす前の大前提なんですよね。

ほいで、それともう一つは、いわゆる相手側に対して、ちょっと言葉は悪いがおどし的な、いわゆる上級裁判まで徹底してやるよという議会、上級裁判まで、いわゆる決着がつくまでは上級裁判まではずっといくよという格好は、逆にいえば議会でこれがされれば、相手にとっておどしの役割もするわけよ、逆に。それを、私はこういう文書がおどしで要るのかなというところがあるんですよ。あくまでやっぱり、いわゆるなぜ好意が得られなかったのかというところが、まだ十分議会側に伝わっていないんじゃないかと思います。その辺を中心にまず報告をしていただきたいというふうに思います。

議長(新山 玄雄君) 村田環境生活部長。

環境生活部長(村田 章文君) 数点、御質問があったかと思いますが、まず1点目の、いわゆる上級裁判まで云々ということについて、相手方に対するおどしといいますか、そういったのに当たるんじゃないかということでございましたが、当然この訴訟の提起するに当たっては、じゃ町としての方針と申しますか、あくまで町はどのように考えて訴訟提起するのかということがかなり必要であろうかと思います。じゃ、控訴審になった場合、どうするんかとか、じゃどうするんかと言ったことも当然提起する以上、そのあたりの判断もしておかなければいけないことではなかろうかと考え、こういう議案提案になったわけでございます。

また、どうして理解が得られなかったのかという点がございました。これ先般、昨年12月ですか、全員協議会のときにるる御説明した記憶がございますが、いわゆる旧賠償時点における領収書、領収書の存在ございませんということは申し上げたと思います。と、契約書に一部不備がございましたということも全員協議会で説明申し上げたところでございます。

しかしながら、土地開発公社の、同時に52年度の、いわゆる決算状況を示す資料、53年6月の旧久賀町議会定例会において示されておるわけでございますが、その中に当然、今回の相手方である西村吉治さん以外の複数の方の土地も同時に取得しております。そういった土地については、機会見てのぞいて所有権移転がなされ、正常にその決算書に基づく処理がなされておるところでございます。一応そういった、総合的に関して一部領収書がない問題とか、そういった問題がございますが、総合的に勘案して町が、土地開発公社が先行取得し、町が取得して住宅を

建設し、今日、約30数年たっておりますが、現在に、平穏に至っておるという判断を下したわけでございます。

で、どうして合意に至らないかという点については、今の契約書が逆に不備じゃないかという 点を指摘される点と領収書ないで、今回の相手でございます西村吉治さん、自分はその当時そう いった町と契約してそんな金をもろうたような記憶はないということをおっしゃられて御理解が 得られない。

また昨年も、昨年じゃなくてことし、昨年6月の定例会期中の全員協議会でも御報告申し上げましたが、一度はじゃよかろうというふうに納得されましたが、また、いやあれはなかったことにしてくれという状況で、二転三転して現在に至って、ことしに入ってからのお電話では、町としてどういう対応をとられるのかと。町と自分はどうしてももう譲れないということを、固い意志の申し出があって今回に至ったわけでございます。

議長(新山 玄雄君) 広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) いや、もう一点ほど。実際的に下松の人といえ、もともと町の個人の財産、いろいろ経緯はあったりしても、それで私は訴訟というのはかなり慎重な取り扱いをせんにゃいけんちゅう立場をとっております。ただ、二転三転したという部分が、どうもいわゆる理解しにくいんですよ。例えば前に報告されたとき、どうにかいわゆるいけそうなと、平たい言葉でいえばいけそうだというときから、大分日にちもたったけど、じゃこれに暗転しちょるという状況なんですよね。ほいで、私は一定の事務上のミス等があれば、やっぱりかなり議論すれば、事務上のミス、いわゆるこちら側にもミスがあれば当然十分なる協議をすれば、裁判までせんでもちゅう感覚でおるんですよ、実際的に。それが、いわゆる裁判をしなければならないちゅうことは、どうしても理解得られない。二転三転した理由ちゅうのは何ですか。もう端的に言うて金額面ですか、それとも何かがわかりにくいんですよ。

議長(新山 玄雄君) 村田環境生活部長。

環境生活部長(村田 章文君) 失礼しました。二転三転と申し上げましたが、西村吉治さんから合意と申しますか、いただいたの平成17年の12月26日に一度和解金と申しますか、そういった形で町としてもいろいろ御迷惑をおかけしましたということでお話申し上げたところ、和解金20万円で、じゃそれで合意しましょうという御返事を一度いただきました。で、翌27日に電話で、きのうはああ言ったが、いろいろ家族で話したが、そうしたら町の言い分を認めるようになるから、きのうの話はなかったことにしてくれというお電話が、翌27日の午前9時過ぎに私の方にあったわけです。それから、その以後、18年の5月20、たしか6日です、町としてはどうするんかということをもとに、いろいろ町としても、もう今までの御説明で御理解いただけなければ、ひょっとしたら裁判による方法しか選択の方法がないかもしれませんということ

を申し上げて、相手の方にも、西村さんの方からももしそうなった場合には自分にも連絡があるんだろうなということを言われたので、その旨申し上げたということは、先ほど申し上げました昨年の6月の定例議会会期中の全員協議会でその報告をさせていただいたところでございます。 議長(新山 玄雄君) いいですか。荒川議員。

議員(5番 荒川 政義君) 弁護士さんとよく相談されて訴訟ということになったんだろうと思いますが、この中でから、町にとって不利なことっちゅうてのは、例えば課税をしとったちゅうようなこともあったんじゃないかと思うんですよね。ほで、そういうことも含めて弁護士さんと相談して、裁判で決着つけようということで、これ勝てるという判断で裁判にするのか、それともあくまでも最終的には和解ということになるんか、そこら辺はどういう御判断なんかちゅうてのがもう一つと、で、もう一つは、こういうふうな経緯になった責任ですよね、責任の所在については何にも触れてないですが、当時の助役さんとか、今の開発公社の理事さん、専務理事さんですかね、代表者の方がわび状みたいなの町に出したとかちゅうて話はお聞きしましたが、そこら辺に、例えばその当時の責任者について、もし、もしですよ、負けて金を払わんにゃいけんようになったときには、その人に対して賠償責任を起こすのか、そこら辺のことをちょっと教えてください。

議長(新山 玄雄君) 村田環境生活部長。

環境生活部長(村田 章文君) まず1点目の課税の問題についてでございますが、このことについては、弁護士さんにもこういった事実がありましたということは御相談申し上げております。 そのことについては、こういうふうな対応で、この問題に関しての裁判になった場合にはこういう対応でいたしましょうという指導までいただいております。

あと2点目でございますが、求償については、これ法令的に非常に難しい問題ございます。で、現在、求償できるのか、また求償すべきなのかということについては、法令等いろいろ検討して、いわゆる経費面のこと、いわゆる結審の仕方によっては、じゃ町が支出しなきゃいけない、万が一そうなった場合に、じゃその金銭的な問題になりますが、それは町がいわゆる町費で100%支払って求償しないのかといった問題も発生してこようかと思います。その他については、まだ結論が出てるということじゃなくして、現在、各種法令等を参考に検討してる最中でございます。議長(新山 玄雄君) 荒川議員。

議員(5番 荒川 政義君) 例えば、その瑕疵について賠償責任を町が起こすことができるちゅうのは、これは時効がかかっちょるわけ。そういうことは、まだ時効にはかかってないわけですか。そこら辺をちょっと知りたいんと、それから、きちっとそういうこともやるよっということを言わんにゃ、議会の方としては当時の責任の所在がきちっとわからんのに、ああは言うたが負けたけ、例えば1,000万円払えとか何百万円払えとかちゅうていう、このままこれ認めて

しもうたら、はあ裁判の結果どおりになってしまうじゃないですか。これはやっぱし責任をきちっとこういうふうにすると、こうなった場合にはこういうふうにするということを言っていただかないと、ここでわし賛成ちゅうていうわけになかなかこれいかんのよね。当然それは白黒つけんにゃいけんちゅうのはわかっちょるんよ。これは責任の所在はどういう結論になるんかちゅうていうんが、きちっと示していただかないと、ちょっとこれは賛成しかねる部分があるよ。 議長(新山 玄雄君) 暫時休憩します。

午後 1 時31分休憩

.....

午後 1 時34分再開

議長(新山 玄雄君) それでは再開いたします。

椎木副町長。

副町長(椎木 巧君) このたび訴訟の提起をするということにつきましては、確かにその契約書に不備があったり、またその当時の受け取ったという領収書がこちらの手元にないということでございまして、しかしながら、その契約書に不備がある、または領収が今見つからないということだけをもって土地代を支払っていないということにはならないというふうに思ってるところでございます。それはなぜかというと、土地開発公社の決算を久賀町議会に対してから報告してるとこ、その決算報告はあるわけですが、それらの中にそのほかの皆さんと一緒に複数で含まれておるというふうに推理されるわけでございまして、ここ個別に領収書がないということはそのとおりでございます。だから、例えばそういうことは過去にもたくさんあるんじゃないかと思うんですよね。旧町、例えば昭和20年からこっち、すべての領収がそこにとってあるかっていうたら、領収がないことによって、それじゃ全部払ってないものかということにはならないと思うんですよね。だから、そういうことでして、町の方は若干の不備はありますが、それは所有権は移転してくださいという訴訟を提起しようというふうになっております。

それと、この問題の発端というのが、課税がされとったとか、または当初交渉した職員の言葉 遣いが悪かったというようなこともありました。そういうことからして、本人も一度は納得され て、それも和解金、ここで皆さんに御了解いただきましたが、和解金20万円で所有権の移転を 登記をしていただくというとこまでは一度行ったわけですが、それが一夜のうちにまたやっぱり やめたということになったわけでございます。そういうことからすると、この請求自体は通るの じゃないかと。

ただ、裁判ですから、裁判の結果を予測するちゅうのは今これ難しいんですが、裁判の結果、 例えば町に重大な瑕疵があるということになりますと、その瑕疵の原因というのはどこにあるの かということになりますと、当然その当時の、それに担当した方々ということになるんだろうと 思いますね。ただ、その瑕疵の原因がどの分野かということによって、だれに求償、賠償を求めるかということもあると思います。だから、一概にその当時の人に、今ここでから負けたときにはだれそれに求償するよということはできないのではないかと。ただ、その結果を見てということにはなるんではないかと思います。ただ、求償、大きな瑕疵があったときに、その瑕疵をつくった職員に対してから求償できないっていうことはないというふうに思っております。

議長(新山 玄雄君) 荒川議員。

議員(5番 荒川 政義君) 今の執行部に対して不手際があるとか何とかちゅう話をしとるわけじゃないね。で、この裁判を起こすことによって、起こしちゃいけんよとかいう話でもないわけよね、今私が言いよるのは。やっぱし、これはやっぱしきちっと、町として毅然とした態度で、当時の責任者に対して賠償責任を求めていくというようなことを言っていただかないと、今言うように、だれにほんなら賠償責任を求めるかちゅうて言うんじゃなくて、そのきちっとした責任者を、当時の責任者についてはきちっとその賠償責任まで含めて考えますよちゅうていうことを言っていただかないと、これあんた、今このままでいったら、なし崩し的にだあっとこの議案を通してしもうたら、どうも納得できないっていうふうなことになろうかなというふうに思うとるんですが、はっきり、はっきりちょっと言うてください。これはあ3回目よな。困ったね、これは。

議長(新山 玄雄君) 暫時休憩します。

.....

午後 1 時39分休憩

#### 午後 1 時40分再開

議長(新山 玄雄君) 答弁。村田環境生活部長。

環境生活部長(村田 章文君) 今の求償の件に関してでございますが、当然行政庁として求償 すべきは求償するという方向で対応してまいりたいと考えております。あくまでもその瑕疵と申 しますか、については求償いたしていくということで、求償先について、法令的に求償できるも のはすべて求償していくということで対応させていただきます。(「了解」と呼ぶ者あり)

議長(新山 玄雄君) ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員(6番 浜戸 信充君) これは、今回はこれ町の方が訴えたわけですが、いわゆる西村さんは訴えてないわけね、町を。

議長(新山 玄雄君) 村田環境生活部長。

環境生活部長(村田 章文君) 当然、交渉の中において、私どもの裁判のことを私の方から町として、先ほど申し上げましたように訴訟による方法を選択させていただくかわかりませんというお話の中で、西村さんの方からの訴訟については、私は、ただ納得できるまで言うだけで、私

からは裁判をするつもりはありませんということを名言されております。

議長(新山 玄雄君) 浜戸議員。

議員(6番 浜戸 信充君) これは、議会とめてもろうてもいいんですが、全員協議会でもいいんですが、訴えんかったら町はどうなるわけ、これ。この訴訟を起こさんかったら、そのままに、(発言する者あり)いや、だから、だけどもその土地にはもう建物立っちょるわけよね。そのままで移行していくんじゃない。(発言する者あり)売ることができるわけ、向こうは。(発言する者あり)

議長(新山 玄雄君) 答弁をお願いします。椎木副町長。

副町長(椎木 巧君) 今現在は、その所有権はもとの所有者にあるわけですから、町はものが建っておろうと何しようと、反対にいえば貸してるちゅう立場にあってるわけですから、当然 その所有権がつかなければ町のものにはならないということでございます。

それで、例えば時効取得というふうなことも考えられるんではないかということも相談いたしております。ただ、弁護士の方で、どういう形が一番訴訟を起こしたときに有利な形でから町の所有権がつけられるかということはいろいろ考えていただいてるようでございますので、どういう形の訴訟になるかっていうとこまではまだ至っておりません。ただ、あくまでも町のかたいものが建っておるわけですから、そこの底地を他人のものというわけにはいかんというふうに思っております。

議長(新山 玄雄君) いいですか。ほかに質疑はありませんか。平川議員。

議員(21番 平川 敏郎君) 21番、平川です。今、同僚議員から質問ありましたが、これはやはりあれですよね、以前も説明があったんかどうかわかりませんが、このままにしておくと、やはり行政が不作為いうか、そういう形になるわけですよね。よその登記されてないところに周防大島町のものが建ってるっていうことは不作為。だから当然、何ちゅうんですか、訴訟の提起をやらない限り、逆に行政がやられるということに行き着くんですかね。

それともう一点は、さきの一般会計の補正のときに着手金を含めて100万円というのがございましたが、最終的には順次上級裁判所に提訴するということですが、これにはやはり周防大島町のものに、例えば勝訴してなったとしても、何ですか、成功報酬ですか、その辺のところはどの程度なのか。済みません、わかれば2点お願いします。

議長(新山 玄雄君) 村田環境生活部長。

環境生活部長(村田 章文君) 1点目の不作為行為につきましては、このまま放っておけば行政の不作為ということで、法令的にも非常に厳しい立場に置かれるかと思います。

2点目の成功報酬につきましては、含めて100万円ということで、今回の交渉の過程において弁護士さんと協議は整っておるところでございます。

議長(新山 玄雄君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第12号訴訟の提起について、原 案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(新山 玄雄君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18.議案第13号

議長(新山 玄雄君) 日程第18、議案第13号平成19年度仲町排水ポンプ室移設工事(機械設備)の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長(椎木 巧君) 議案第13号平成19年度仲町排水ポンプ室移設工事(機械設備)の 請負契約の締結につきまして、補足説明を申し上げます。

本案は、平成19年6月6日に3社で入札会を行った結果、株式会社荏原由倉ハイドロテック中国支社が4,680万円で落札をいたしましたので、落札価格に消費税の額を加えました4,914万円で請負契約を締結しようとするものでございます。

本工事は、国道437号線の道路改良工事に伴いまして、施設ポンプ室が道路の企業地となる ために移設を行う工事の機械設備工事の部分でございます。

工事内容といたしましては、排水ポンプ径300ミリを2基設置、スライドゲート設備、スクリーン設備及び電気設備等の新設工事でございます。

何とぞ慎重なる審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

済みません、参考までに工期を申し上げておきますが、契約締結の翌日から平成20年1月 31日までの工期といたしております。よろしくお願いいたします。

議長(新山 玄雄君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) 一つは、予定価格の設定についてであります。いわゆる基準的なものをちょっとまず報告していただきたいと。いわゆる見積もり、端的に言うと見積もり等はどっからとったんかということであります。

議長(新山 玄雄君) 平田契約監理課長。

契約監理課長(平田 好男君) 初めの予定価格の設定でございますが、設計額を基本にしております。ただ、見積もりにつきましては、今回につきましてはポンプ等の見積もりをしておりますが、これにつきましては見積もり価格の一番下の価格を採用したと聞いております。それで予定価格を設定しています。

次に、荏原製作所とハイドロデックの関係ですが、製作所はポンプの製作のようであります。 荏原由倉ハイドロテックというのも製作もしますが、設備の設置が、機械設備の設置が多いよう に聞いております。

議長(新山 玄雄君) 広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) いや、私が聞きよるのは端的に、いわゆる同じ系統、系列の会社なんか、全く関係のない会社なんかということなんです。ただ、実際的に3社なら3社ちゅうても実質的には2社ぐらいになってしまうということで、聞いておきたいと。辞退ですか、結果的には辞退ではありますが、ちょっとその辺を聞きよります。

議長(新山 玄雄君) 平田契約監理課長。

契約監理課長(平田 好男君) もとは同じ会社かもわかりませんけれども、ここ最近荏原いうんがたくさんあるんですよね、中でも。ただ、私たちはそれはわかりませんけれど、もとは荏原製作所のグループかもわかりません。ただ、先ほども言いましたように、製作と設置というところで、ここ最近いろいろな問題がありまして、どこも分社化が多いんです。そういうことで御理解いただければ。

議長(新山 玄雄君) 広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) 余り例示を出したくないんですが、結局この間いろんな談合問題で、企業名、行政名が変わるというのいっぱい出てきよるんですよ。ほで、私ら自身も追いつかんと、いわゆる調査が追いつかないと。ほじゃけ、この企業の流れはどこかねって聞いても執行部もわからないという関係が今起こりよるわけです、現実的に。例えば施設庁談合以降、かなり出てきよるんです。いわゆる分社化といいますか、そういう形が。そんときに議会の側としてはやっぱり一定の程度をやっぱり調査する者もわからないという場合が多いんですよ。そういう場合に、執行部の知っちょる範囲で、例えば、かもしれないかもわからないがかもしれないというんじゃ、ちょっと答弁としては非常に聞き取りにくい、説得力のない答弁になるというふうに考えるんです。ですから、どうなんか、やっぱり指名審査会等で基本的には審査されて最終決定されると思うんですよ。そんときに、やっぱりその辺は一つのポイントになるんじゃないか思う

んですが、その辺は議論されたのかどうなんか、ちょっと非常にわからんもんで、気にせんこう この会社を選んだということになるんですか。どういう基準で指名審査会としてね、例えば単純 に分社化だけかもわからんちゅうんだけじゃちょっと答弁になってないと思うんですが。

議長(新山 玄雄君) 椎木副町長。

副町長(椎木 巧君) 今もう既に説明いただいたとおりでございまして、多くの会社が親会社から離れてから分社化されておりまして、ちょっとその親会社の名前が頭に抱いちょったいろいろな会社ができておるということも事実でございます。しかしながら、指名審査会で指名の、まずリストアップするときに指名願がちゃんと出ておるか、さらにそれが経営事項審査の中で点数がちゃんとついておるか、さらにまたは実績があるかというふうなことを出して、それらからピックアップするということになりますと、仮に指名願も出てますよ、実績もありますよ、ちゃんとした経営能力もありますよということになると、そういう分社化されたのではなかろうかというふうなことがありましても、例えば資本関係まで全部調べてから指名してるわけじゃございませんので、中にはこういう、今荏原製作所と荏原由倉ハイドロテックっていうのは何か似とるがなといっても、あっても指名願から推理して指名のメンバーを指名してるということでございます。

議長(新山 玄雄君) 3回目かね。(「まだええですか」と呼ぶ者あり) いや、もう3回済んだ。もう3回です。済んだ。聞きましたから。

ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員(6番 浜戸 信充君) ちょっと参考までに、課長さんおられるんでちょっと聞きますが、 これは結局移設が完了しないと道路の拡幅の工事の方ができないというふうに理解していいんで すかね。

議長(新山 玄雄君) 岡村産業建設部長。

産業建設部長(岡村 春雄君) このポンプの移設工事に関しましては、国道437号線の道路 改良に伴う移設工事でございまして、先行してポンプを移設しておかなければ用地にかかります ので、先行しなければいけないという工事でございます。

議長(新山 玄雄君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第13号平成19年度仲町排水ポ

ンプ室移設工事(機械設備)の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員 の起立を求めます。

## 〔賛成者起立〕

議長(新山 玄雄君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

. .

# <u>日程第19.議案第14号</u>

議長(新山 玄雄君) 日程第19、議案第14号平成19年度仲町排水ポンプ室移設工事(土木・建築)の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長(椎木 巧君) 議案第14号平成19年度仲町排水ポンプ室移設工事のうちの土木・ 建築の請負契約の締結につきまして、補足説明をいたします。

本案は、平成19年6月6日に16社で入札会を行った結果、藤川建設株式会社が4,850万円で落札をいたしましたので、落札価格に消費税を加えました5,092万5,000円で請負契約を締結しようとするものでございます。

本工事は、議案第13号と同じ箇所でありまして、移設工事にかかる土木建築工事でございます。

工事の内容につきましては、既設排水ポンプの機能を確保した排水ポンプ室 1 棟、給水槽、除 じん槽、ゲート槽及びボックスカルバートの敷設、既設排水ポンプ室の撤去工事でございます。

工期につきましては、同じく平成20年の1月31日といたしております。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長(新山 玄雄君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第14号平成19年度仲町排水ポンプ室移設工事(土木・建築)の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

#### [ 替成者起立]

議長(新山 玄雄君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20.議案第15号

議長(新山 玄雄君) 日程第20、議案第15号平成19年度油田地区広域漁港整備工事の請 負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長(椎木 巧君) 議案第15号平成19年度油田地区広域漁港整備工事の請負契約の締結につきまして、補足説明を申し上げます。

本案は、平成19年5月30日に15社で入札を行いました結果、ユタカ工業株式会社が7,000万円で落札をいたしましたので、その落札価格に消費税の額を加えました7,350万円で請負契約を締結しようとするものでございます。

工事の内容につきましては、防波堤基礎部分への被覆ブロックの設置及び防波堤全面への消波 ブロックの設置で、設置延長は60メーターとなっております。

なお、工期につきましては、本契約締結の翌日から平成19年10月15日となっております。 何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長(新山 玄雄君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) 実際的に、今延長60メーター、60メーターって言うたですかね。これは、私ちょっと認識不足なんですが、ずっと何年かかかる工事という格好の中で進んでいくと思いますが、何年から何年までの工事、いわゆる逆にいえば、独占してしまう要素も発生するわけなんですよ。じゃけ、ちょっとあわせて聞いちょきたいと。いわゆる何年から何年までで、今どこまで来とる、何%きちょるという格好での報告ができれば、きちっと報告を求めたいというふうに思います。

議長(新山 玄雄君) 岡村産業建設部長。

産業建設部長(岡村 春雄君) 広域水産物事業でございますが、この油田につきましては、補正予算のときに少し触れまして、進捗率は89.6%というふうにお答えをいたしております。 平成11年度からの工事で、平成19年度、今年度で完了の予定ではございますが、進捗状況によっては20年度になる可能性もありますけど、予定では19年度完了ということでございます。 議長(新山 玄雄君) いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第15号平成19年度油田地区広域漁港整備工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

## 〔賛成者起立〕

議長(新山 玄雄君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21.地域活性化特別委員会に付託された調査・研究の件について

議長(新山 玄雄君) 日程第21、地域活性化特別委員会に付託された調査・研究の件についてを上程し、これを議題とします。

本件について、最初に神岡地域活性化特別委員会委員長の報告を求めます。神岡委員長。 地域活性化特別委員長(神岡 光人君) 平成17年第2回定例会において、本委員会が設置され、元気にこにこ安心で、21世紀にはばたく先進の島づくりの大きなテーマであります交通体系の問題、地産地消の問題について調査・研究をしてまいりました。その調査・研究成果については、皆様のお手元に配布されております報告書のとおりであります。御高覧いただきたいと存じます。

私、委員長としての報告は、報告書にお示ししているとおりであり、別につけ加えることはございませんが、今後の公共交通体系のあり方、地産地消のあり方について、本委員会の調査・研究による提言が町執行部の今後の方針の中に多く取り入れられたことを見守っていきたいと考えております、思います。この報告書により、本委員会に付託されました公共交通、地産地消に関する調査・研究は所期の目的を達成したものと思っております。両方の小委員会に首を突っ込まれた委員さんには大変お忙しかったと存じます。大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。私からは以上でございますが、各小委員長の委員長さんから詳細について御報告をしていただくこととしています。

最後になりますが、周防大島町がより活性化し、発展することを念願いたしまして報告を終わります。

議長(新山 玄雄君) はい、御苦労さまでした。

次に、広田交通体系小委員会委員長の報告を求めます。広田委員長。

交通体系小委員長(広田 清晴君) 交通体系小委員会の報告をいたします。最終です。

この委員会は、特に国鉄バス、いわゆるJRと引き継いだ会社が半世紀にわたり運行しておりましたが、町といわゆるJRと撤退について合意という中で、今後のいわゆるあり方いうことで調査をしてまいりました。

一つの角度として、いわゆるJRが撤退、その後、いわゆる防長バスと運行となる点、白木半島線についてはずっと協議をしてまいりましたが、今までは旧東和町がバスを購入し、防長バスにて委託していたが撤退すると。

そして、今後はスクールバス2台を購入し、町が民間業者と運行契約し、9月、10月から運 行開始ということが一つ。

それと運賃形態、今、各地でぐるりんバスとかいろいろありますが、距離性を加味、踏襲する ということ。

4点目として、小中学校生徒のスクールバス及び高校生のスクールバスについては、既に、さっき議論があったところであります。当面現状維持というところであります。

町立病院の患者輸送バス有料化についてという5点目の角度としては、民間患者輸送バスが無料であり、有料化は理解が得られない。引き続き無料運行を求めるという格好で取りまとめしました。

なお、委員会の提言としては、一つは公共交通のあり方は町民の足として大事な課題であるので、今後とも議会、町民と十分協議をすること。2つ目として、輸送に当たっては安全確保に十分配慮すること。3つ目として、町民にとって利便の低下、不完全にならないよう引き続き努力を求めるという委員会としての3つの提言、まとめを行いました。

以上で最終報告といたします。

議長(新山 玄雄君) はい、御苦労さまでした。

次に、安本地産地消小委員会委員長の報告を求めます。安本委員長。

地産地消小委員長(安本 貞敏君) それでは、地産地消小委員会の報告をさせていただきます。 委員会は、テーマは地場農産物の地元消費について、現状と今後ということで、これをメイン に研究させていただきました。開催した委員会は、既に年末の12月のときの中間報告でもさせ ていただきましたけれど、委員会は4日、それから現地視察については農産物と海産物といいま すか、鮮魚の両方を見させていただきました。

それで、現状と調査ということで4つほど上げておりますけれど、どちらも、農産物も海産物も一緒でございますけれど、やはり地元のものほど喜ばれておるようでございます。特に、野菜あたりは鮮度のよいものがまず優先して喜んでいただいておるようでございます。

それから、価格設定につきましても、地元のいろんなお店で売っておるものに比べますと2割から3割安く売っておられますので、大変消費者の方にも喜んでいただいておるようでございます。

それから、農産物は、いわゆる出された方の名前を打っておりますので、やはり、どういいますか、だれがつくられたものだということがよくわかりますので、非常に安心して買っていただ

いておるようでございます。

それから、対面販売をやっておりますので、大変相手が安心できるといいますか、こういったところが非常にメリットの面ではなかろうかと思います。特に、農産物、海産物にしましても、遠くは広島の方から、開設しておる日にちには、販売をしておられる日にちには、もう既に朝早くから、ところによっては行列ができるような場もあるようでございます。

委員会としての提言でございますけれど、5点ほど上げておりますけれど、これはいわゆる地産のものを販売する施設の整備が必要であるということがまず1点でございます。

それから、2つ目は観光と両面で交流を図る必要があるということでございます。

3つ目としましては、既にもう実施をされておられますけれど、学校あるいは病院などの施設 で、特に地元のものを進んで積極的に消費拡大に努めていただきたいということでございます。

それと、4点目では、農魚産物を1カ所で展示、販売できる施設の整備が必要ではなかろうか。 最近の情報によりますと、確定はしていないんじゃなかろうかと思いますけれど、Aコープの三 蒲店あたりの売り場も今後の方向として、あそこを提供したらどうだろうかというような話もあ るようでございますので、いいことじゃなかろうかなということでございます。

それから、5点目でございますけれど、この農業の場合、特に利率アップといいましょうか、 やはりつくる、連続してつくっていかなきゃいけないということからいたしますと、それぞれが やはり、いわゆる勉強していただいて、講習会等を設けて、そういう場でお互いに技術のレベル アップを図るということが特に必要ではなかろうかということが農産物の場合にはいえるのでは なかろうかというふうに思っております。

以上、報告を終わります。

議長(新山 玄雄君) はい、御苦労さまでした。

ただいま神岡地域活性化特別委員会委員長、広田交通体系小委員会委員長及び安本地産地消小 委員会委員長から調査・研究についての報告がありました。

お諮りします。ただいまの報告により、地域活性化特別委員会の調査・研究を終了いたしたい と思います。御異議ありませんか。

# 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 異議なしと認めます。よって、地域活性化特別委員会の調査・研究を終 了することに決定しました。

なお、本特別委員会の提言につきましては、議会の意思として関係機関に周知していきたいと 思います。地域活性化特別委員の皆様、大変御苦労さまでございました。

議長(新山 玄雄君) 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。本日はこれにて散会いた

します。次の会議は6月22日金曜日、午前9時30分から開きます。 事務局長(坂本 薫君) 御起立願います。一同、礼。 午後2時11分散会